



第2次日進市経営改革プラン

平成28年3月
日進市

目 次

【ビジョン編】

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| 1 これまでの行政改革の取組総括 | 1 |
| (1) 行政改革大綱等の策定状況 | |
| (2) 経営改革プランの成果（平成27年度末見込み） | |
| 2 社会情勢等の変化 | 5 |
| (1) 人口減少や東京圏への人口集中に対応するためのまち・ひと・しごと創生 | |
| (2) 基礎的財政収支の黒字化に向けた取組 | |
| (3) 地方分権に伴う職務の高度化・専門化 | |
| (4) 新たな住民自治の仕組みを求める動き | |
| 3 本市の行政経営を取り巻く環境の変化 | 7 |
| (1) 総人口や年齢構成の変化 | |
| (2) 財政状況の変化 | |
| (3) 市有建築物やインフラ資産の変化 | |
| (4) 職員数や年齢構成の変化 | |
| 4 環境の変化がもたらす克服すべき課題 | 16 |
| (1) 従来型の行政改革手法の限界 | |
| (2) 年齢構成の変化等に伴う厳しい財政運営 | |
| (3) 職員の知識等の継承と能力向上とのバランス | |
| (4) フルセット行政や都市間競争による疲弊 | |
| 5 第2次経営改革プランのビジョン | 18 |
| (1) 目指すべき自治体経営の姿 | |
| (2) 位置づけ | |
| (3) 3つの基本視点及び7つの戦略 | |

【アクションプラン編】

| | |
|------------------------|----|
| 1 アクションプラン編の概要 ······ | 25 |
| (1) アクションプラン編の策定 | |
| (2) 達成期間、取組内容 | |
| (3) 達成に向けた推進管理 | |
| 2 アクションプラン編の体系図 ······ | 27 |
| 3 具体的な取組項目 ······ | 29 |
| 用語解説 ······ | 79 |

【ビジョン編】

1 これまでの行政改革の取組総括

(1) 行政改革大綱等の策定状況

- 本市では、昭和60年以降、4次にわたり行政改革大綱を策定し、行政改革に取り組んできた。
- 日進市行政改革大綱（第4次）（平成18年3月策定）及び日進市行政改革集中改革プラン（同年策定）では、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月総務省通知）をうけ、平成17年度から平成22年度まで達成すべき数値目標を設定するとともに、改革の取組項目、推進のあり方等について定めた。
- 平成23年3月に策定した日進市経営改革プランは、これまでの行政改革大綱と行政改革集中改革プランの要素をあわせ持つものとして、中長期的な視野で本市の発展を見据え、10万人都市に向けて、数々の行政課題に臨機に対応できる経営体を目指してきた。

■本市の行政改革大綱等の策定状況（第3次以降を記載）

| 策定時期 | 名称 | 計画期間 |
|---------|----------------|-----------|
| 平成13年3月 | 日進市行政改革大綱（第3次） | 平成12～15年度 |
| 平成18年3月 | 日進市行政改革大綱（第4次） | 平成18～22年度 |
| 平成18年3月 | 日進市行政改革集中改革プラン | 平成17～22年度 |
| 平成23年3月 | 日進市経営改革プラン | 平成23～27年度 |

(2) 経営改革プランの成果

○平成23年4月に第5次日進市総合計画※と同時にスタートした経営改革プランは、市民の福祉の増進、情報化の推進、スリムで透明な行政経営、財源の強化を主眼に置いた改革を推進するものであった。その成果をまとめると、次のとおりとなる。

■達成状況

10テーマ54項目の達成状況は、次のとおり。

| | | |
|----------------|-------|------------|
| 平成27年度末までに達成 | 88.9% | 48項目／全54項目 |
| 平成27年度末までに一部達成 | 5.6% | 3項目 |
| 平成27年度末までに未達成 | 5.6% | 3項目 |

※四捨五入の関係で合計が100%とならない。

■財政効果額

取組項目による財政効果額は、次のとおり。

| | |
|-----------------|-------------|
| 平成23～27年度の財政効果額 | 約16億7,800万円 |
|-----------------|-------------|

■テーマ別の成果

経営改革プランの10テーマ別の成果は、次のとおり。

| 分野 | 主な成果 | 達成状況 | 財政効果額(千円) |
|--------------|--|---------------|-----------|
| 市民本位のサービスの提供 | ○にぎわい交流館、障害者福祉センター、米野木台西保育園について、新たに指定管理者制度※を導入した。 ・にぎわい交流館 (平成23年度～) ・障害者福祉センター (平成24年度～) ・米野木台西保育園 (平成27年度～) | 達成：6 未達成：1 | 60,473 |

※のついた用語については、巻末に用語解説を掲載しています。

| | | | |
|-----------|---|---------------------|----------|
| 市民との協働の推進 | <p>○市政への市民参加や市とコミュニティとの協働における基本的なルールを定める日進市市民参加及び市民自治活動条例を制定した。 (平成 23 年度)</p> | 達 成： 2 | — |
| 情報化の推進 | <p>○S P I 試験においてインターネット申込を実施し、出願方法を多様化することで、優秀な人材を確保することができた。 (平成 25 年度～)</p> <p>○公図をデジタルデータ化し、事務の効率化を図った。 (平成 23 年度)</p> | 達 成： 6 未 達 成： 1 | 1, 886 |
| 事務事業の効率化 | <p>○行政経営サイクル※を構築し、実施計画※、予算編成及び行政評価の連動性を高めた。 (平成 23 年度～)</p> <p>○住民異動届出等の窓口業務を民間へ委託し、経費削減を図った。 (平成 26 年度～)</p> | 達 成： 5 未 達 成： 1 | 62, 378 |
| 経費節減 | <p>○基幹系業務システムの運用管理や保守点検の内容を精査し、改修費用の削減を図った。 (平成 26 年度)</p> <p>○一般競争入札の対象範囲を順次拡大した。 (平成 23 年度～)</p> | 達 成： 1 0 一部達成： 1 | 155, 606 |

| | | | |
|----------------|--|--------------------|-------------|
| 職員組織力の向上、人材の活用 | <p>○新たな行政課題に対応できる組織体制を構築するため、機構改革を実施した。 (平成 24、26 年度)</p> <p>○人事考課の結果を勤勉手当や昇給へ反映させ、職員のやる気を高める動機づけを図った。 (平成 23 年度～)</p> | 達 成： 5 | — |
| 外郭団体の見直し | <p>○外郭団体（社会福祉協議会）の組織強化のため、業務内容の見直しと、職員体制の強化を図った。 (平成 23 年度)</p> | 達 成： 1 | 312 |
| 地球環境への配慮 | <p>○環境保全・創出のための行動計画に基づき、グリーン購入の徹底や省エネ、省資源を進めた。 (平成 23 年度～)</p> <p>○取替え可能な電球から LED 灯へ交換を行った。 (平成 23 年度～)</p> | 達 成： 1 一部達成： 1 | 680 |
| 透明性、責任の向上、説明 | <p>○行政改革推進委員会委員による事務事業の外部評価を実施した。 (平成 23 年度～)</p> | 達 成： 2 | — |
| 歳入の確保 | <p>○土地区画整理事業区域の使用収益開始に合わせ、宅地等の仮換地課税を実施した。 (平成 24 年度～)</p> <p>○税等の納付環境を整えるため、コンビニ収納の対象を拡大した。 (平成 25 年度～)</p> | 達 成： 10 一部達成： 1 | 1, 397, 354 |

2 社会情勢等の変化

- 人口減少や東京圏への人口集中に対応するためのまち・ひと・しごと創生
- 基礎的財政収支*の黒字化に向けた取組
- 地方分権に伴う職務の高度化・専門化
- 新たな住民自治の仕組みを求める動き

(1) 人口減少や東京圏への人口集中に対応するためのまち・ひと・しごと創生

○平成26年11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」は、第1条（目的）において「我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正」することを掲げた。この2つの課題が法律に明記された意味は大きく、国は、課題が克服されるまで継続的に取り組んでいくことを強く意思表示したものといえる。

○これらの課題に対応するため、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5か年の目標、施策や基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が平成26年12月に閣議決定された。

○まち・ひと・しごと創生法では、都道府県及び市町村においても、人口の現状と将来見通しを示す「地方人口ビジョン」と「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することについて努力義務が課されている。

○日々の生活において実感しづらい人口問題に対して、楽観的な観測を持つことなく、市民と共に厳しい現実を正面から受け止め、まち・ひと・しごと創生に取り組んでいくことが求められている。

(2) 基礎的財政収支の黒字化に向けた取組

○平成27年10月に予定されていた消費税率の10%への引き上げは、平成29年4月に延期された。消費税率引き上げの延期は、消費税増税分を見込

んでいた社会保障改革や今後の税収入に影響を与えるものである。

○一方で、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、平成32年度（2020年度）までに黒字化するという財政健全化目標は堅持されており、国の歳出の取組と基調を合わせた歳出改革が求められるのは避けられない。

（3）地方分権に伴う職務の高度化・専門化

○平成12年4月に施行された地方分権一括法にはじまり、地方分権改革推進法、地域主権戦略大綱の閣議決定、第5次にわたる一括法、権限移譲※計画等により、市への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが進められ、市民に身近な行政はできる限り市で行うよう取り組んできた。

○一方で、近隣市町と一部事務組合※や広域連合を構成し、共同して事務を行うことで、効率化を図ってきた。特に、平成26年5月に成立した地方自治法の一部改正では、新たな広域連携制度の仕組みとして「連携協約」や「事務の代替執行※」が創設されるなど、近隣市町との連携による水平的・相互補完的な取組の必要性も高まっている。

○こうしたことに伴い、法務、ICT※、産業振興、防災・危機管理等の面で、職員に求められる職務能力が高度化、専門化してきている。

（4）新たな住民自治の仕組みを求める動き

○人口減少や少子化・高齢化に伴い、地域の活動を担う人材不足が深刻になる一方で、地域のことは地域で決められる地域づくりを目指し、住民による自己決定をより近いところで行うという「都市内分権」の流れが生じ始めている。

○この流れは、これまで行政が担ってきた様々な公共サービスの一部を住民が補完するというものではなく、住民の自発性と自立性に基づいて、地域の課題に対する解決策を住民自らが決定し、それを実現していくことを目指すものである。

○そのためには、従来の地縁型コミュニティ※（区・自治会等）とテーマ型コミュニティ※（市民活動団体）とが、協働することによって地域の課題に向き合っていく新たな住民自治の仕組みが求められている。

3 本市の行政経営を取り巻く環境の変化

(1) 総人口や年齢構成の変化

○老年人口の増加率は総人口の増加率を超え、年齢構成が変化

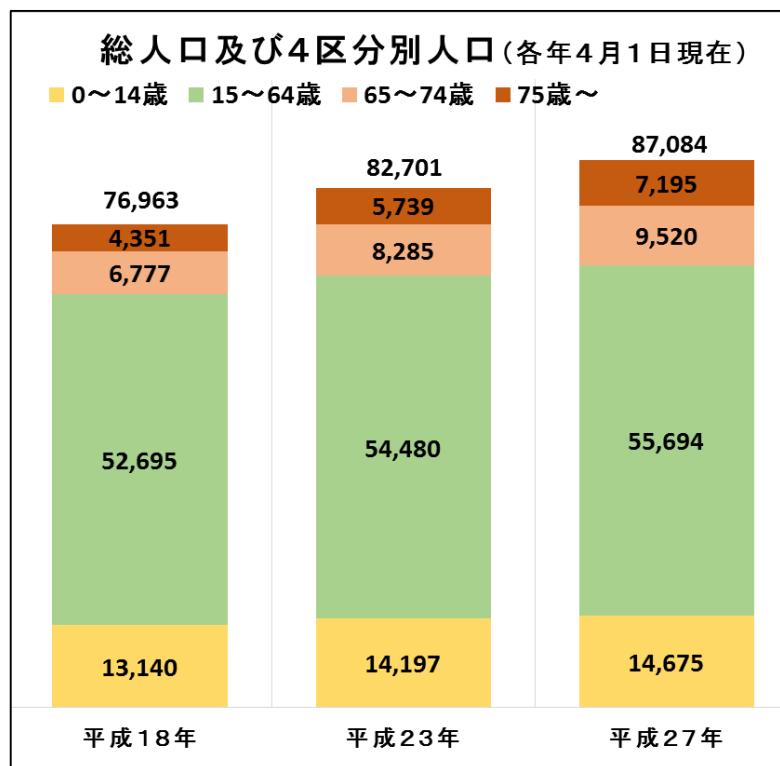
○年齢構成の地域的な偏りが存在

■総人口の推移と年齢構成の変化

○本市の人口は増加傾向にあり、平成18年4月から平成27年4月までに10,121人増加した。

○この間、年少人口（0～14歳）は1,535人増加したが、総人口に占める比率は平成18年の17.1%から平成27年の16.9%とわずかに減少した。また、生産年齢人口（15～64歳）も2,999人増加したものの、比率は68.5%から64.0%へと減少した。

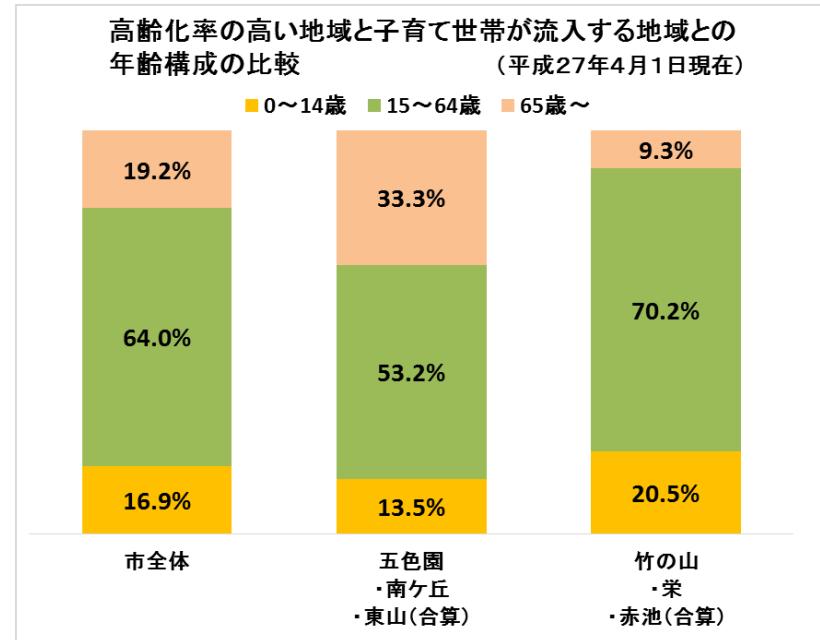
○一方で、老年人口（65歳～）は5,587人増加し、比率も14.5%から19.2%へと増加しており、老年人口の増加数は、年少人口及び生産年齢人口を合わせた増加数を上回っていることになる。



■年齢構成の地域的な偏り

○昭和40、50年代に開発された住宅団地では一斉に高齢化が進行し、高齢化率*が30%を大きく超える地域がある。

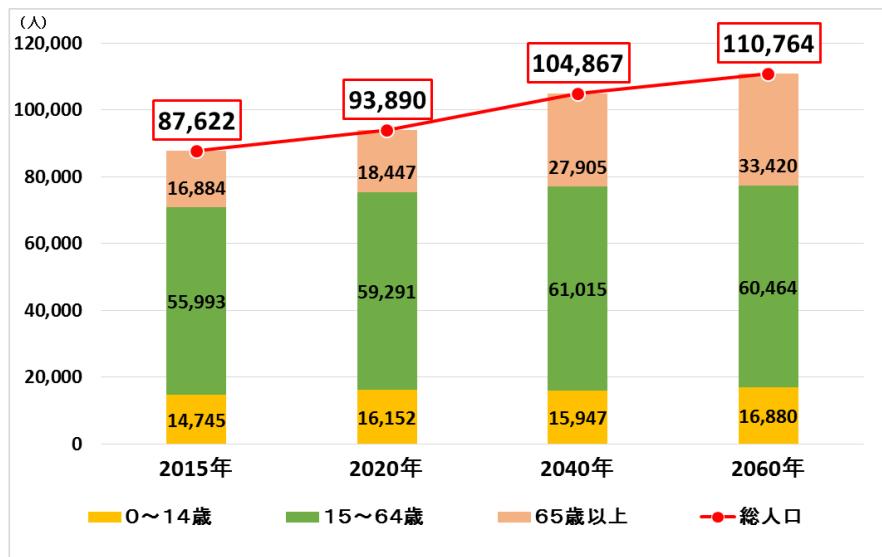
○一方で、子育て世代の転入が続き、若年人口や生産年齢人口の割合が比較的高い地域もあり、年齢構成の地域的な偏りが顕在化してきている。



■将来人口推計

(※日進市人口ビジョンの数値から抜粋)

○今後の将来人口を推計すると、2035年には総人口が10万人を超え、2060年には110,764人まで増加することが予測される。また、年齢3区分別の将来人口推計をみると、15歳未満人口は16,000人程度まで増加したのちに横ばい、15～64歳人口は6万人前後で横ばい、65歳以上は2060年までに2015年の2倍程度の33,420人まで増加することが見込まれます。

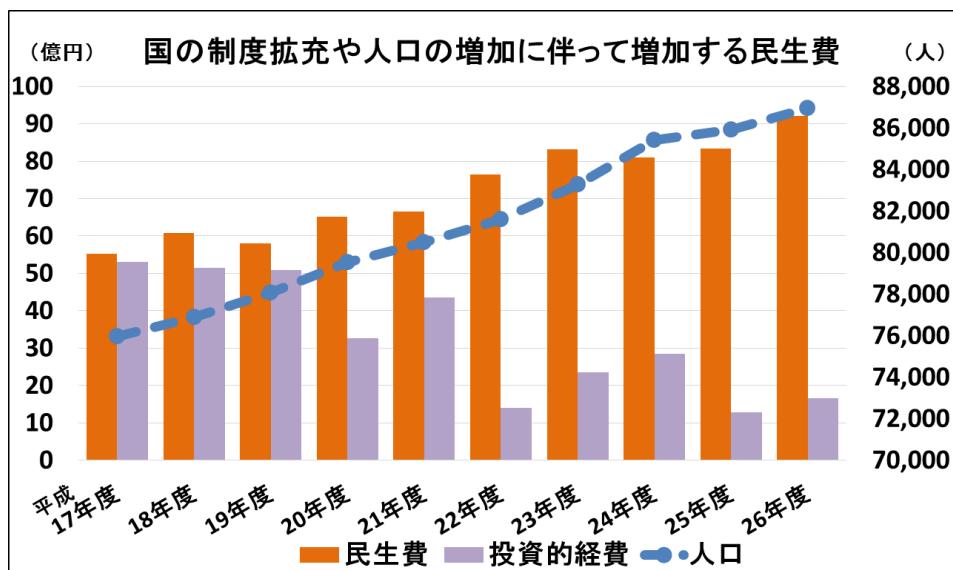


(2) 財政状況の変化

- 国の制度拡充や人口の増加に伴って増加する民生費が投資的経費※や維持修繕費を圧迫
- 毎年度の基金※の増減は不安定であり、残高も減少傾向

■人口の推移と民生費、投資的経費等の関係

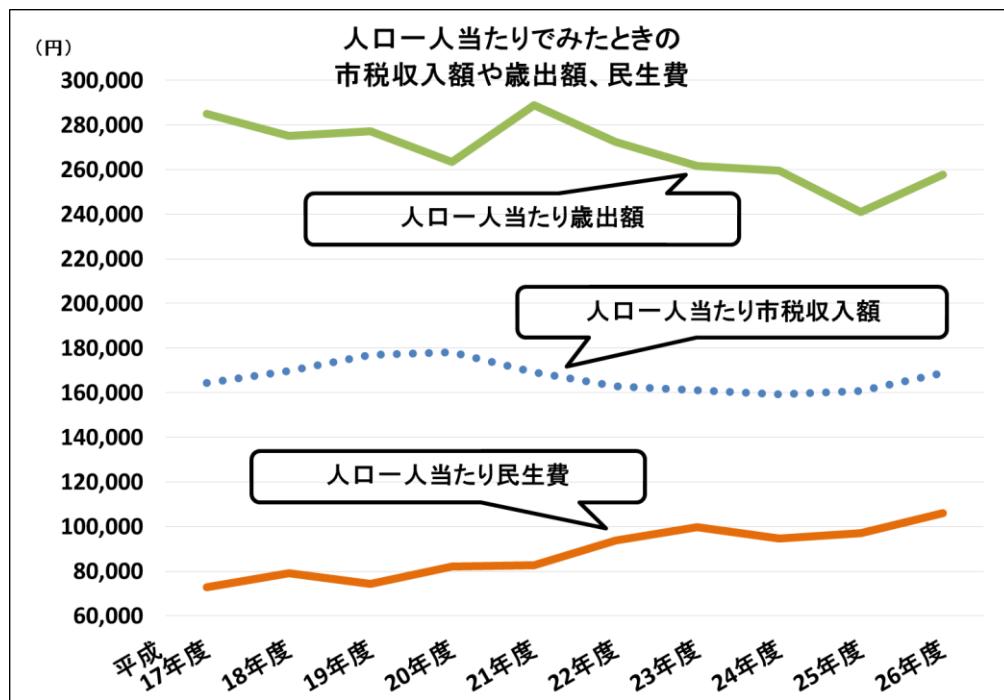
○国の制度拡充や人口の増加に伴って民生費が増加する傾向にあり、それが投資的経費やインフラ※・公共施設の維持修繕費を圧迫する主な要因となっている。



■人口一人当たりでみたときの市税収入額や歳出額、民生費

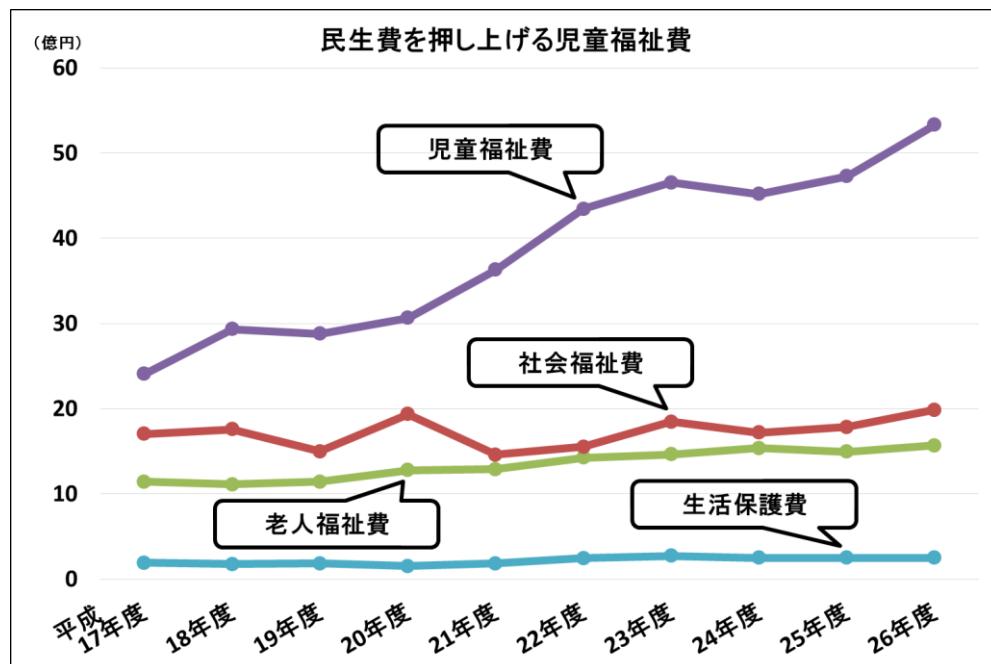
○人口一人当たりの市税は平成20年度以降減少傾向にあったが、平成25年度より回復の兆しが見られている。しかし、平成26年度の人口一人当たりの市税は平成20年度のピーク時と比較すると一人当たり約9千円減少している。

○人口一人当たりの歳出額を見ると、人口増によるスケールメリットが働いて減少傾向にある中、民生費だけは増加傾向にあり、10年前の約1.5倍に伸びている。



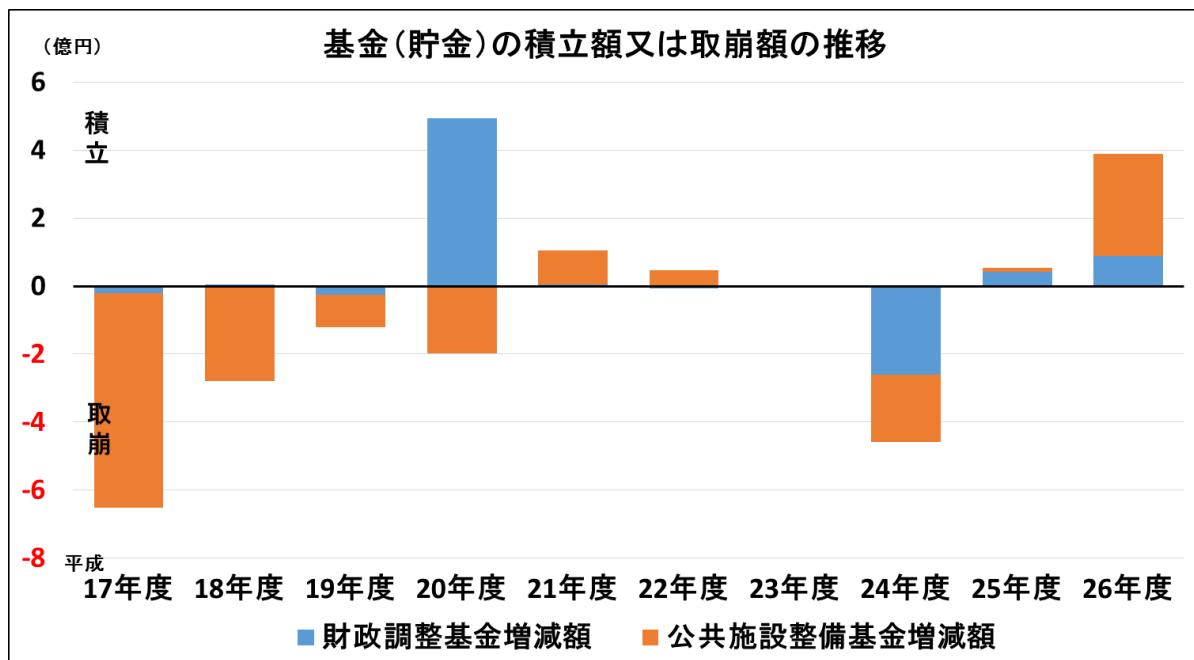
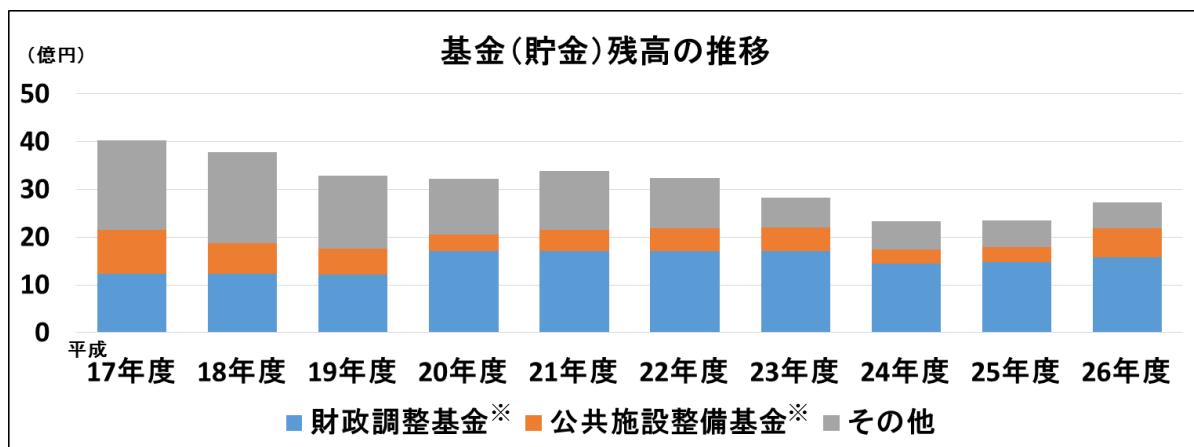
■ 民生費を押し上げる児童福祉費

○ 民生費の内訳を見ると、社会福祉費や老人福祉費等の増加に比べ、国の子育て支援施策や年少児童の増加等に伴い児童福祉費の増加幅が大きく、民生費の総額を押し上げている。



■ 基金（貯金）残高の推移

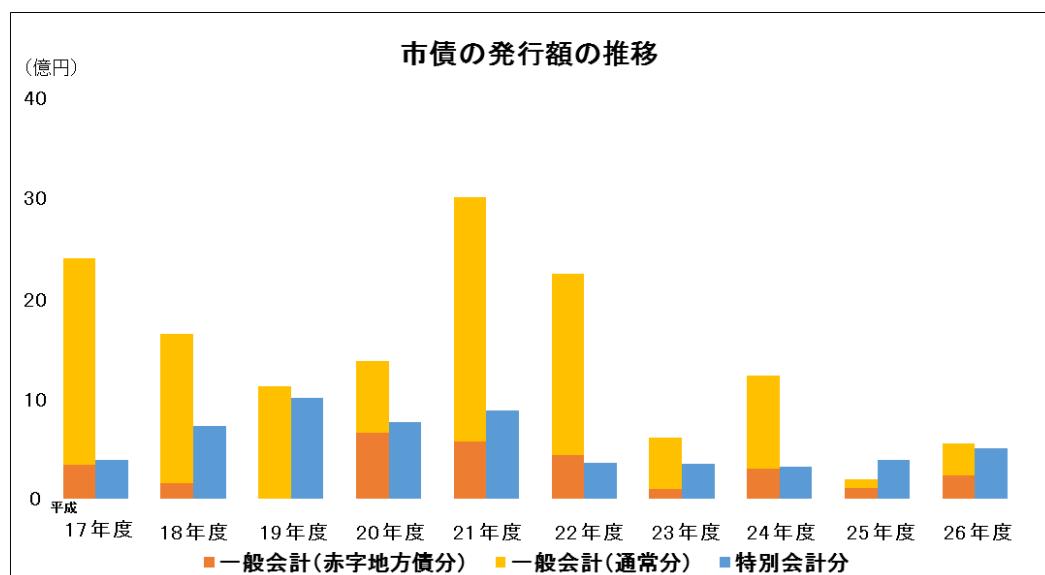
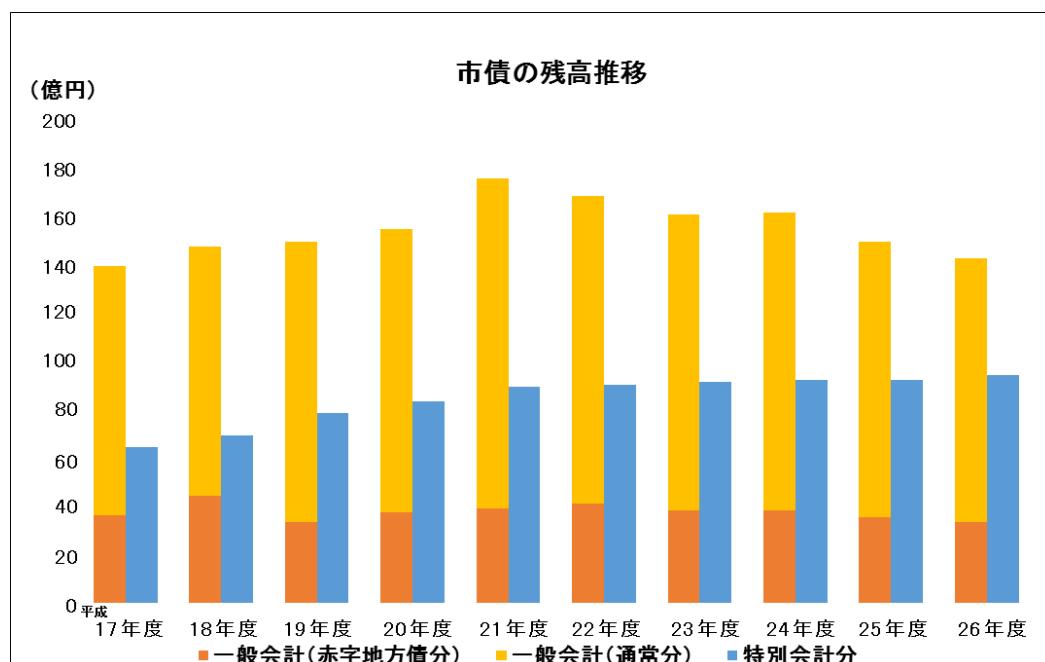
- 基金（貯金）残高は、年々減少傾向にあったが、平成25年度から微増となっている。
- 毎年度ごとの基金の増減をみると、その増減額の動きや幅は不安定であり、基金の計画的な積立ができない状況にある。



■市債残高の推移

○一般会計における市債残高は、竹の山小学校や日進西中学校の用地取得を行った平成21年度をピークに減少傾向にある。また、平成26年度の市債残高は人口一人当たり約16万3千円となっている。

○一方、特別会計における市債残高は、公共下水道の供用開始区域の拡大に伴い、年々増加傾向にある。また、平成26年度の市債残高は人口一人当たり約10万8千円となっている。

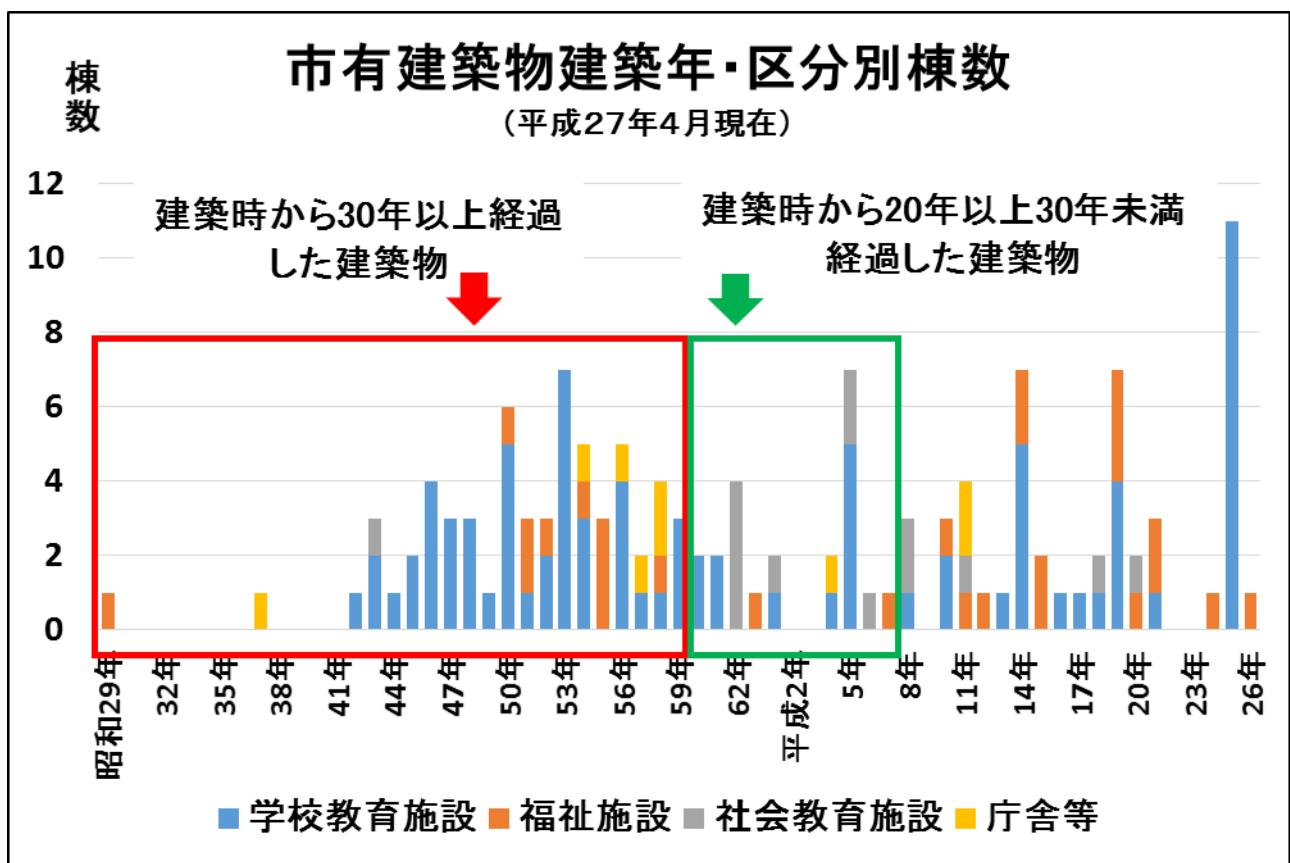


(3) 市有建築物やインフラ資産の変化

○建築時から30年以上経過した建築物やインフラ資産（道路等）の維持修繕費の増大

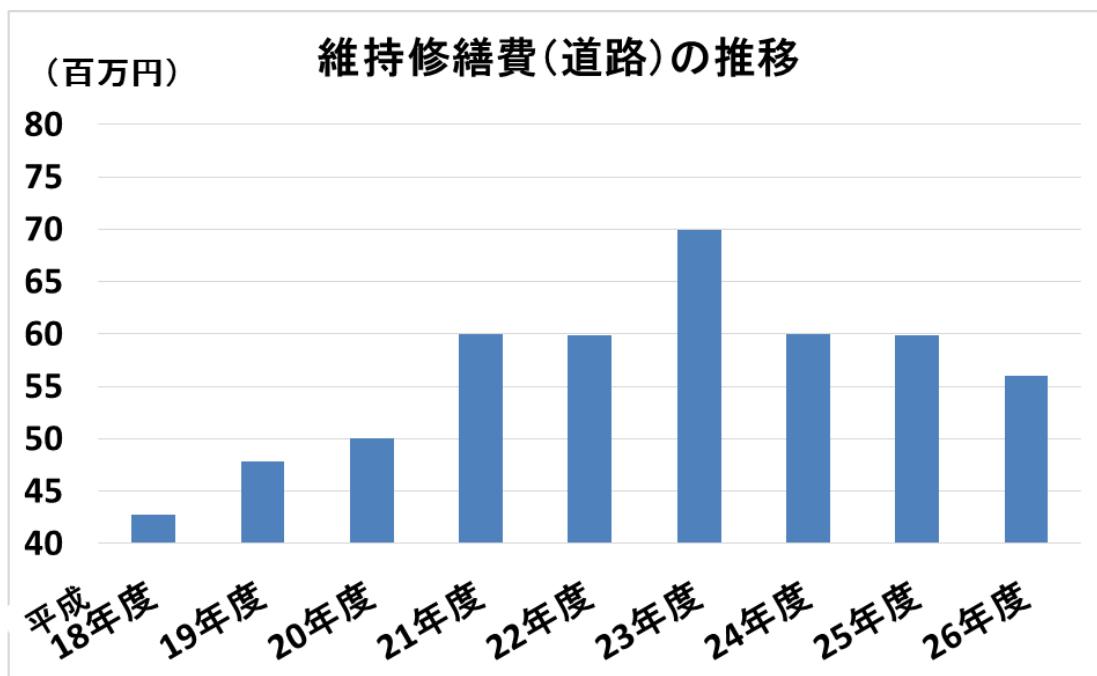
■市有建築物の状況

○昭和60年以前に建築され建築時から30年以上経過した建築物が63棟（対象建築物数の48%）、昭和61年から平成7年までに建築され建築時から20年以上30年未満経過した建築物が20棟（対象建築物数の16%）あり、今後、耐用年限まで安全・安心に使用するために、多額の修繕費用等が必要になると考えられる。



■インフラ資産（道路等）の維持修繕費の状況

○道路等のインフラ資産の維持修繕に係る費用も増加傾向にあり、例えば平成26年度に道路の舗装・側溝等の老朽化及び破損箇所の工事にかかった費用は、平成18年度の約1.3倍となっている。



(4) 職員数や年齢構成の変化

○人口が増加する中での職員数の維持と定年退職者の増加

■職員数の推移

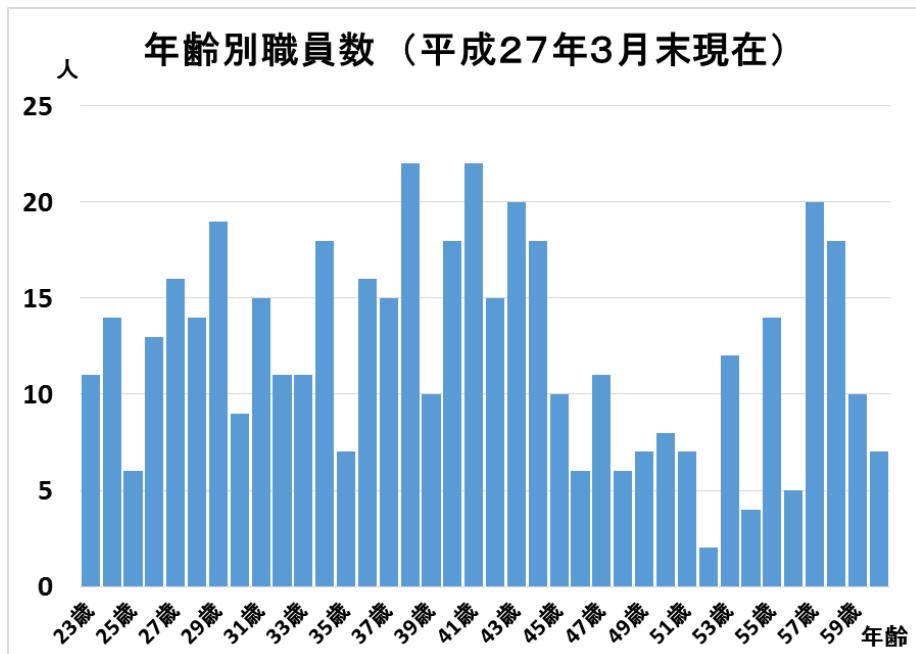
○職員数については、第3次及び第4次日進市定員適正化計画*を策定し、想定される人口の増加等を見据えた上で、行政サービスを維持向上するのに必要な人員を確保するよう努めてきた。

○平成18年4月に481人であった職員数は、平成27年4月には476人となり、一人ひとりが対応する業務は相対的に増大することとなったが、事務の効率化を図ること等で行政サービスの質を低下させることなく対応してきた。

○また、育児休業を取得した職員の代替、一時的な業務量の増加や補助的な業務への対応として、任期付職員*を採用したり、臨時職員*・非常勤職員*を雇用したりしているが、その数は増加してきている。

■年齢構成の変化

○職員の平均年齢は、平成18年4月に41.0歳だったものが、平成27年4月には41.5歳へ上がっている。また、平成28年度からの5年間で定年退職者の増加が見込まれている。



4 環境の変化がもたらす克服すべき課題

(1) 従来の行政改革手法の限界

- これまで、本市の行政経営を取り巻く環境の変化に対しては、その時々の行政改革の取組により、財政効果や職員数の適正化等一定の成果がみられた。しかし、これからは従来の行政改革手法による量的削減の余地は狭く、同様の手法を繰り返しても、その成果は低下していくことが考えられる。
- また、優れた行政改革手法でも年数が経過し、環境が変化する中で当初の目的が曖昧になり、手段が目的化してしまうことがある。
- これら行政改革手法が抱える限界に対して、常に柔軟かつ新鮮な発想で応え続けていくことが求められる。

(2) 年齢構成の変化等に伴う厳しい財政運営

- 本市の人口は今後も増加することが予想されるものの、その年齢構成は変化している。子育て・教育関係経費や社会保障関係経費の増加と市有建築物や道路等のインフラ資産の更新、改修費の課題とがあいまって、これまで以上に高コストで厳しい財政運営に直面している。
- また、老人人口の割合が高い地域、若年人口や生産年齢人口の割合が比較的高い地域が市内に偏在化することで地域ごとに生じる課題も多様化し、市内一律の子育て・教育関係施策や高齢者施策だけでは対応できないという行政経営の難しさを克服しなければならない。

(3) 職員の知識等の継承と能力向上とのバランス

- 今後も見込まれる本市の人口増加に伴う行政サービスの量的・質的な拡大によって、職員には、より高度で専門的な能力が求められる。一方で、行政が持つ多様な情報やノウハウを整理し、施策に十分に活用しきれていないと考えられる。
- 職員の退職は組織の新陳代謝をもたらし、次代を担う人材の自立を促すもの

であるが、過去の経験や知識、ノウハウの継承が断絶し、現在行っている事業等の意義が曖昧になるおそれがある。

○職員の育成や能力向上、ノウハウの蓄積は一朝一夕にできるものではない。過去から積み重ねてきた経験等を継承しつつも、新たな課題に迅速に対応できる能力を身につけ、向上させるためのバランスが必要である。

(4) フルセット行政や都市間競争による疲弊

○地方分権改革は、市民にもっとも身近な行政としての市に対して、自覚と責任を求め、国や県から自立したまちづくりを進めていくものであった。

○一方で、市の持つ経営資源（人・物・金・情報）は限られており、全てのニーズに応えるフルセットの行政サービスの提供や他市町村との過剰な都市間競争に陥ることにより、行政経営が疲弊することは避けなければならない。

5 第2次経営改革プランのビジョン

(1) 目指すべき自治体経営の姿

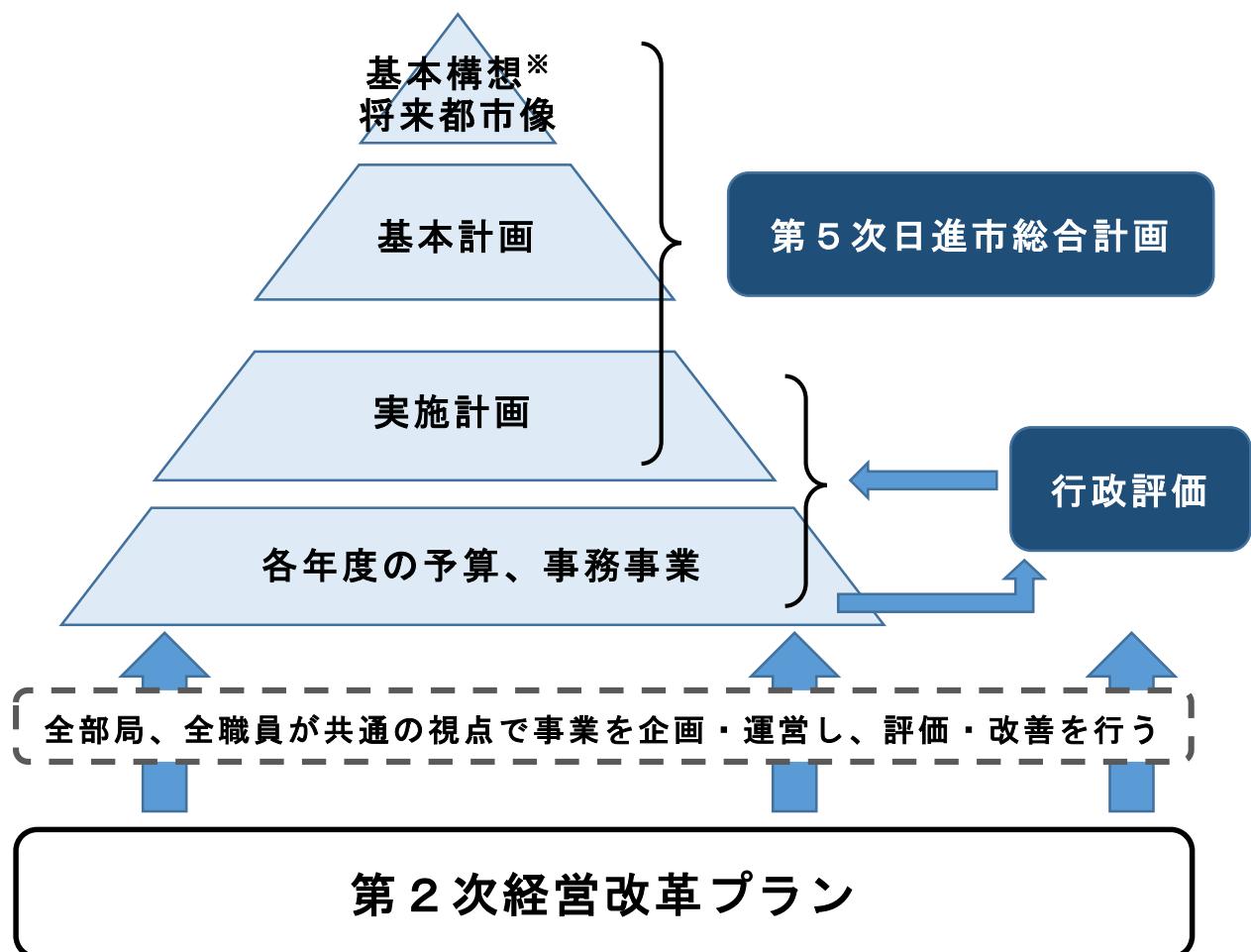
- 今回策定する第2次経営改革プランは、従来行ってきた優れた行政改革の取組は引き続き継続していくものの、これまでの行政経営の手法そのものも見直し、本市を取り巻く環境が変化しても良質な市民サービスを継続していくことが可能な仕組みや手法を創出する。
- 直面する諸課題を克服し、将来にわたって持続可能な自治体であるためには、従来どおりの発想から転換し、不断の努力のもと、市が一丸となって行政経営の刷新に挑んでいくことが必要であるため、本市が目指す自治体経営の姿を、次のように設定する。

**規律ある健全な行政経営が確立されているとともに、
市民と行政とがまちづくりの当事者として行動しており、
近隣市町と互いに協力・補完し合う関係も築かれている。**

- 市が持つ限られた経営資源の中で、自立したまちとして、法令等を自ら解釈し、自らの財源と責任において行政経営を行うのはもちろん、市が行うべき公共サービスの必要性や意味を根本から問い合わせし、法令や財政規律等の規範を遵守する意識を持って行政経営にあたることのできる、規律ある健全な行政経営の確立を目指す。
- 自治基本条例※の理念のもとで、これまで築いてきた市民との良好な関係を土台としつつ、市民と行政との役割分担を再検討し、市民と行政とが互いに協力者・パートナーであるという立場から、それぞれがまちの将来を担う当事者としての立場へと改めて位置づけ直す。
- その上で、市民と行政のそれぞれが強みとして持っている地域経営資源を持ち寄ることで、より効果的な公共サービスを提供できる仕組みを目指すとともに、市民による自主性と自立性を持った行動を支える。
- 近隣市町を公共サービスの内容を競い合うライバルとみるのではなく、互いに協力・補完し合うことで、その圏域の住民全体へのサービスを向上させる、よきパートナーとしての関係を強くする。

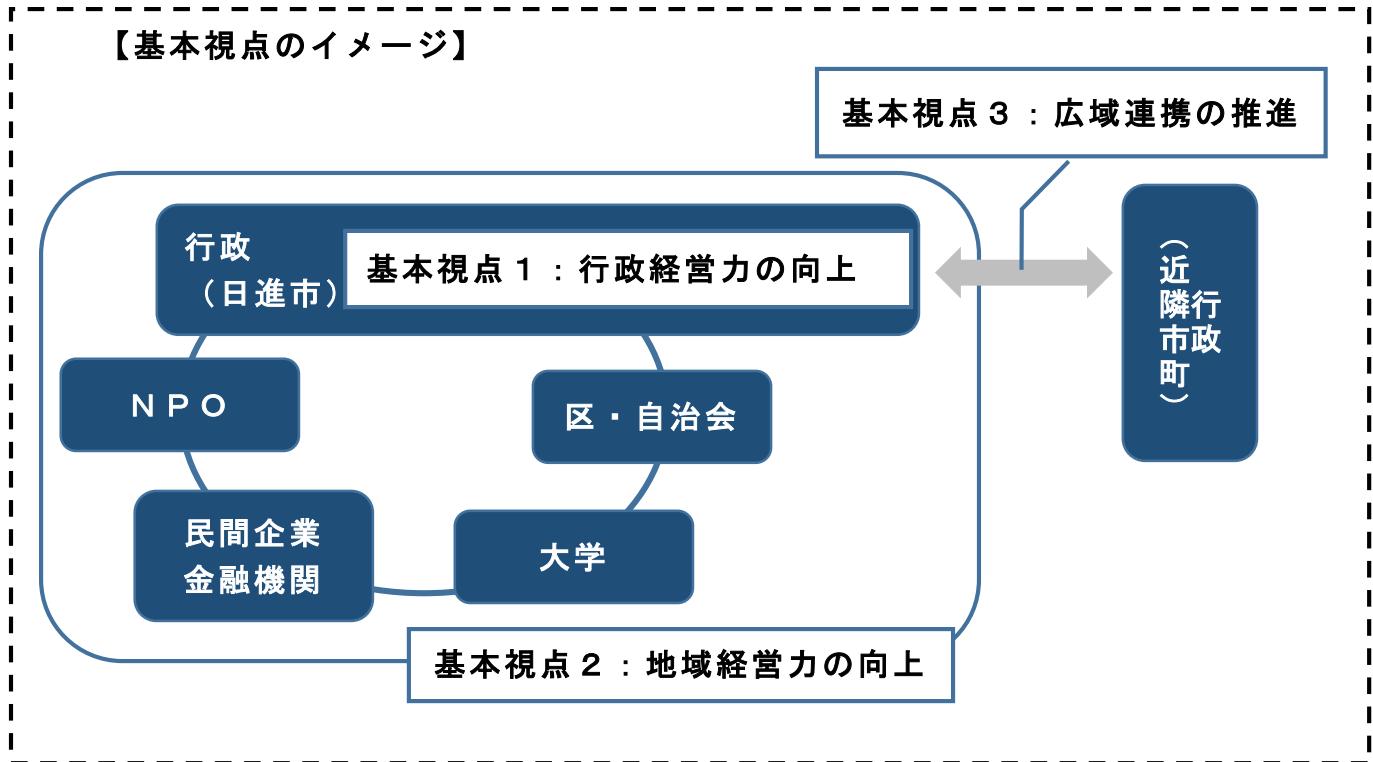
(2) 位置づけ

- 第5次日進市総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けて、基本計画※等に掲げられている事業を企画・運営する場合においてのみならず、それらの事業の評価・改善を行う上で全部局、全職員が共通して持つべき視点(考え方)を示す役割を担うものとして位置づける。



(3) 3つの基本視点及び7つの戦略

第2次経営改革プランで目指すべき自治体経営の姿を確立するために、「基本となる3つの視点（基本視点）」のもとに、「7つの戦略」を立て、着実な推進を目指す。



基本視点 1 行政経営力の向上

- 限られた経営資源を有効に活用し、良質な市民サービスを提供し続けるためには、歳入・歳出面だけでなく、市が保有する資産全体のマネジメントも含めて、全体として均衡のとれた行政経営を進める必要がある。
- 時代の変化とともに高度化・専門化する業務に対応できるだけでなく、規範意識やコスト意識、経営感覚を有した人材の育成にも積極的に取り組む。

戦略 1 歳入と歳出の均衡が取れた財政経営

- 実施計画、予算編成や行政評価の連携を強めることで、より上位の政策や施策の視点から事業の必要性を問い合わせ直し、全体最適化を図るとと

もに、経常的経費も含めた徹底した見直しを進めることで、各事業の費用対効果の最大化を図る。

○一定の財政規律のもと、特別会計等も含め中長期的な視点での歳入と歳出の均衡を図る。また、急激な財政環境の変化にも対応できるよう備えることで、強固で弾力性のある財政基盤を創出するとともに、健全な財政経営を確立する。

○将来にわたる安定的な自主財源につなげていくため、これまで以上に積極的な財源の確保を図る。

○地方公会計制度※の導入により、市の財政状況について市民との情報共有をより一層図るとともに、施策の企画立案段階での活用を図る。

戦略2 市有財産の全体最適化と有効活用

○ファシリティマネジメント※の考え方を取り入れ、長期的な計画に基づく市有財産の整備や維持管理、施設利用の全体最適化を図る。

○受益者負担等の見直しを行うことによる負担の公平化を図る。

戦略3 人材育成とそれを支える組織体制の構築

○広く行政ニーズを捉える高い感度を持ち、行政ニーズを分析し、施策として企画立案し、自ら実行できる力を備えた人材を育成する。

○職員が高い士気を持ち、存分に力を発揮できるよう、これまで以上に一人ひとりの職員を組織全体で支える体制を整備する。

○法令を遵守し、組織的なリスクマネジメント※ができる体制の構築を図る。

基本視点2 地域経営力の向上

○本市は、自治基本条例の理念のもと、市民参加や市民自治活動を重要な柱に掲げて、市民、コミュニティ（地縁型及びテーマ型）、大学、民間事業者等の

多様な担い手との良好な協働の関係を育んできた。

- これまでに築いてきた市民との協働の関係を土台として、市民と行政とが対等な立場での議論を通じて、お互いのビジョンや情報、役割分担を共有する。それが地域経営の当事者として持っている地域資源を持ち寄り、地域経営をさらに進めていく関係の構築を目指す。

戦略4 地域特性に合わせた市民とのまちづくり

- 市民による自発的な発意と自己決定により、それぞれの地域が持つ特性にあった地域経営を進めるため、コミュニティ（地縁型及びテーマ型）、民間事業者等が対等なまちづくりの当事者として、地域の課題に向き合っていく活動を支援する。
- 本市の特色である大学との連携についても、情報共有や意見交換等を図りながら、さらに協力関係を深める。

戦略5 民間の資金やノウハウ、人材の利活用

- これまで行ってきた指定管理者制度や包括管理委託だけでなく先進的な官民連携の手法を研究し、公共サービスの展開において民間の資金やノウハウ等を最大限に活用できる最適な手法を選択する。
- 特定分野における専門性を補い、特定のプロジェクト等の実施において外部の専門的な人材を活用できる手法の拡充を目指す。
- 市民生活の利便性向上等を目的として、地域活性化、防犯、防災等の多様な分野において、市が持つ有用なデータや情報を整理し、オープンにすることで、民間事業者等による利活用を図る。

基本視点3 広域連携の推進

- 人口移動や市民の生活圏が行政区域の枠を超えて広域化することに伴う行政課題に対応するため、近隣市町との連携をさらに進めることで、圏域全体の発展や共通課題の解決に繋げる。

○地方分権の進展に伴う権限移譲等や市民ニーズが多様化・複雑化する中、これまで以上に自主自立し、より強い責任感を持って目標を達成できる自治体の姿が求められている。国が主導する従来型の地方分権から地方の発意による地方分権への転換に合わせた対応を進める。

戦略 6　自治体間連携の推進

- 様々な施策を共同で研究するなど、近隣市町との連携を推進し、行政の効率化や行政区域の枠を越えた共通の課題や市単独で処理、解決することが困難な様々な課題の解決を図る。
- 共通の法令や制度に基づいた行政サービスの提供においては、手続やシステムの共通化・共有化を積極的に進める。

戦略 7　地方分権改革への対応

- 本市の実情に即した個性と魅力ある施策を進めるため、国の関与の廃止・縮減や一層の権限移譲、地方財源の充実等地方分権の推進を求め、施策の企画立案や実施における自由度を高める。

【アクションプラン編】

1 アクションプラン編の概要

(1) アクションプラン編の策定

- 本市の行政経営を取り巻く環境が変化する中で、自治体経営改革の確実な成果を得るために、7つの戦略を具体化した取組項目を掲載したアクションプラン編を策定する。

(2) 達成期間、取組内容

■達成期間

- アクションプラン編に掲載する取組項目を達成するまでの期間（達成期間）は第5次日進市総合計画との関連性を持たせることとする。

平成28年度～平成32年度 【5年間】

■取組内容

- アクションプラン編に掲載される取組項目ごとに、現状と課題、期待される効果、5か年の具体的な取組内容を記載して達成すべき目標の姿を明確にする。
- ビジョン編に掲げる3つの基本視点、7つの戦略と取組内容との関係を明確にするため、7つの戦略の下に16の「施策」と24の「取組項目」を設定して体系化し（P27、28参照）、分かりやすく整理する。

【戦略】

ビジョン編に示した基本視点について、
具体的な方向性を示すもの

【施策】

戦略を実現するため
に必要となる取組
を、分野ごとに示し
たもの

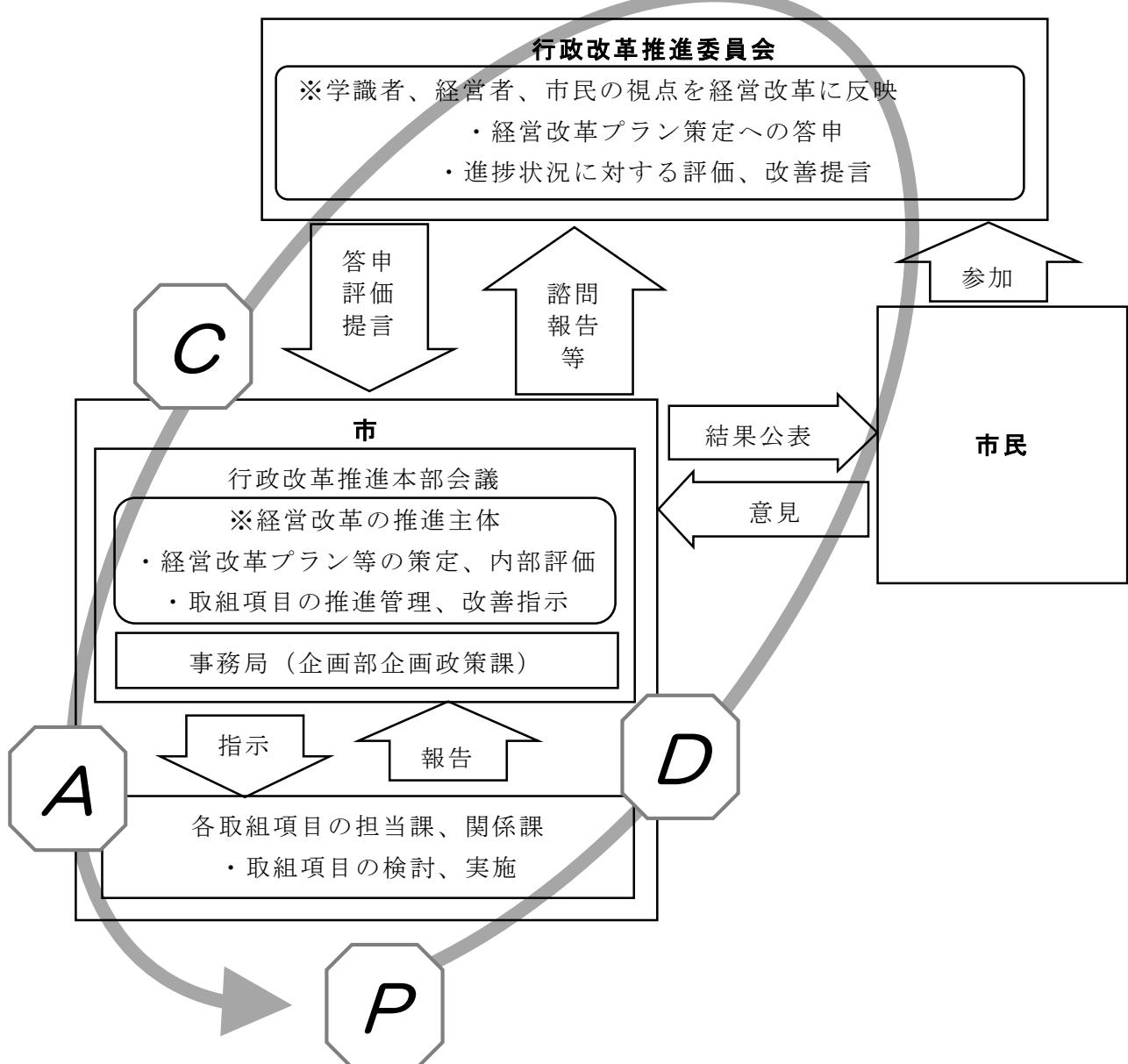
【取組項目】

施策で示した分野に
ついてより具体的な
項目を示したもの

(3) 達成に向けた推進管理

- 第2次経営改革プランの達成に向け、行政改革推進本部会議や行政改革推進委員会等の推進体制を構築し、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルによる推進管理を行う。
- 毎年度の進捗状況や達成状況については、ホームページ等を通じて市民への公表を行う。

【推進管理イメージ図】



2 アクションプラン編の体系図

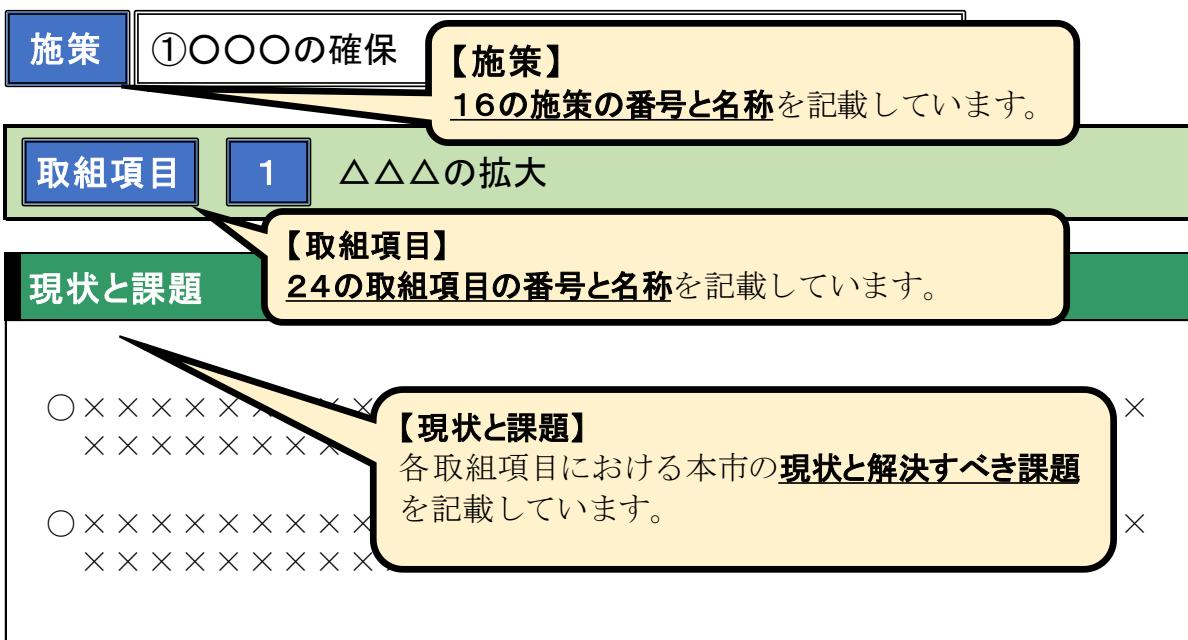
| 基本視点 | 戦略 | 施策 |
|----------------|--------------------------|-----------------------------|
| 1 行政経営力 の向上 | 1 歳入と歳出の均衡が 取れた財政経営 | ①自主財源の確保・拡大 |
| | | ②行政サービスの見直し・事務 効率の改善 |
| | | ③P D C Aサイクルを機能させる 体制づくり |
| | 2 市有財産の全体最適化 と有効活用 | ④適正な受益者負担への見直し |
| | | ⑤公共施設の最適化と長寿命化 |
| | 3 人材育成とそれを 支える組織体制の構築 | ⑥職員の能力向上・人材育成 |
| | | ⑦業務内容や適正、働き方に応じ た職員の配置 |
| | | ⑧内部統制体制の充実 |
| 2 地域経営力 の向上 | 4 地域特性に合わせた 市民とのまちづくり | ⑨地域の協働を進める体制づくり |
| | 5 民間の資金やノウハウ、 人材の利活用 | ⑩官民連携・外部化の一層の推進 |
| | | ⑪民間の有能な人材の活用 |
| | | ⑫統計データのオープン化 |
| | | ⑬財政支援団体の活性化 |
| 3 広域連携の 推進 | 6 自治体間連携の推進 | ⑭業務の共同実施やシステム等の 共通化 |
| | | ⑮人材交流の機会拡大 |
| | 7 地方分権改革への対応 | ⑯国・県の制度等の積極的な活用 |

| 取組項目 | | 主担当課 | 関係課 |
|------|----------------------|--|---------------|
| 1 | 有料広告事業の拡大 | 企画政策課 | 市民課 |
| 2 | 債権、市債発行の適正な管理 | 財政課 | 下水道課 |
| 3 | 多様な納付環境の整備 | 収納課 | 保険年金課 |
| 4 | 優良な税財源の涵（かん）養 | 都市計画課 産業振興課 | |
| 5 | 定期的な行政サービス（補助金等）の見直し | 企画政策課 財政課 | |
| 6 | 特別会計の見直し | 財政課 | 保険年金課 下水道課 |
| 7 | より効果的な契約方法の導入 | 総務課 | |
| 8 | 行政経営サイクルの連動強化 | 企画政策課 財政課 | |
| 9 | 地方公会計の活用推進 | 企画政策課 財政課 | |
| 10 | 適正な受益者負担への見直し | 財政課 生活安全課 下水道課 | |
| 11 | 一元的・中長期的な公共施設修繕 | 企画政策課 財政課 教育総務課 | |
| 12 | 公共施設の多機能化・複合化の推進 | 財政課 教育総務課 | |
| 13 | 職員の能力向上・人材育成 | 人事課 | |
| 14 | 業務内容や適正、働き方に応じた職員の配置 | 人事課 | |
| 15 | 内部統制体制の充実 | 企画政策課 総務課 | |
| 16 | 地域の協働を進める体制づくり | 市民協働課 | 企画政策課 |
| 17 | 官民連携（P P P）の推進 | 企画政策課 | |
| 18 | 窓口業務の委託化 | 市民課 地域福祉課 介護福祉課 保険年金課 子育て支援課 こども課 | |
| 19 | 民間の有能な人材の活用 | 人事課 | |
| 20 | 統計データのオープン化 | 企画政策課 | |
| 21 | 財政支援団体の活性化 | 地域福祉課 産業振興課 | |
| 22 | 業務の共同実施やシステム等の共通化 | 企画政策課 | |
| 23 | 人材交流の機会拡大 | 人事課 | 市民協働課 |
| 24 | 国・県の制度等の積極的な活用 | 企画政策課 | |

3 具体的な取組項目

【取組項目シートの見方】

施策－取組項目ごとに次のとおり整理しています。



具体的取組内容

-
- ××××××
 - ×××××××
- Annotations provide details:
- 【具体的取組内容】**: 課題の解決を図るため、計画期間内に取り組む事業内容を記載しています.

期待される効果

-
- ××××××
 - ×××××
 - ×××××××××
- Annotations provide details:
- 【期待される効果】**: 具体的取組内容を実施することにより見込まれる効果を記載しています.

達成工程

【達成工程】

具体的取組内容、各取組の担当課、年度ごとの実施内容
を記載しています。

| 具体的 取組内容 | 担当課 | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|-------------|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|
| | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| ○○○の掲載 | | | | | | |
| △△△の掲載 | | | | | | |
| □□□の導入 | | | | | | |
| ×××の創設 | | | | | | |

○○○の掲載

△△△の掲載

□□□の導入

×××の創設

【年度ごとの実施内容 語句説明】

- ・実 施：取組内容を当該期間に実施することを示します。
- ・一部実施：取組内容を当該期間に一部実施することを示します。
- ・順次実施：取組内容を当該期間に必要に応じて実施することを示します。
- ・調査・研究：取組内容の事例等について当該期間に調査・研究することを示します。
- ・検 討：取組内容の実施について当該期間に検討することを示します。
- ・ → ：前年度の取組を引き続き実施することを示します。

※その他：取組内容について、適した表現で実施する内容を示します。
(例) 庁内部会の設置、システム導入 など

達成指標

【達成指標】

取組項目の達成状況を測る目安として、アウトプット指標※
やアウトカム指標※を設定しています。

| | | | |
|---|------------------|-------|-------|
| 1 | ○○○により 確保した歳入 | □□□千円 | △△△千円 |
| 2 | ●●●の件数 | ■■■件 | ▲▲▲件 |

施策**①自主財源の確保・拡大****取組項目****1****有料広告事業の拡大****現状と課題**

- 本市では、自主財源の確保と市民サービスの向上を図るため、広報紙や窓口用封筒及び市内巡回バスへの有料広告の掲載や、ホームページへのバナー広告の導入などの広告事業を実施している。
- さらなる財源の確保と市民サービスの向上のため、広告媒体の拡充を図る必要がある。

具体的取組内容

- 民間事業者等からの有料広告掲載提案募集制度の創設
- 広告付き番号表示機の導入

期待される効果

- ・広告収入料の増加
- ・窓口の混雑緩和や利便性向上

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|---------------------|-------|-----------|-------|-----|-----|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 有料広告掲載提案 募集制度の創設 | 企画政策課 | 調査・研究 | 検討・募集 | 実施 | | |
| 広告付き番号表示機の導入 | 市民課 | 検討 | | 募集 | 実施 | |

| 達成指標 | | どのレベルまで | | |
|------|---------------------------------|---------|--|-------|
| | 何を | 現状(値) | | 目標(値) |
| 1 | 有料広告掲載提案 募集制度を利用した 広告掲載件数 | — | | 3件 |

施策

①自主財源の確保・拡大

取組項目

2

債権、市債発行の適正な管理

現状と課題

- 起債※の資金調達にかかる借入は一定条件（資金区分、金利選択、元利金の支払方法等）のもとに行ってきた。
- 一般会計における起債だけでなく、下水道事業特別会計や一部事務組合における起債についても見直しをする必要がある。
- 自治体の抱える債権には公法上の債権と私法上の債権があるが、各債権所管課での管理手法はまちまちな状況である。また、事務処理をする上でも根拠等を明確にし、区別をしていくことが必要とされるため、債権管理条例を制定し、徴収のノウハウを共有化するなど検討し、未集金対策及び管理の適正化を図る必要がある。

具体的取組内容

- 一般会計、下水道事業特別会計、一部事務組合における債券発行の管理
- 債権管理条例の制定

期待される効果

- ・適正な市債発行の管理による償還額の着実な低減
- ・適正な債権管理の推進による効率的な債権回収及び自主財源の確保

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|-----------|-------------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 市債発行の基準策定 | 財政課 下水道課 | 策定 | | | | |
| 債権管理条例の制定 | 財政課 | 調査・研究 | → | 検討 | 制定 | |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|--------------------------------|---------|-------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | ※市債発行の管理について は基準策定時に達成指標を設定 | — | — |
| 2 | 債権管理条例 | — | 制定 |

施策

①自主財源の確保・拡大

取組項目

3

多様な納付環境の整備

現状と課題

- 本市では、前納報奨金制度※を採用しているが、歳入確保を図るため、同制度の見直しの検討をするなど、納付環境を整備していく必要がある。
- 市税が未納状態にある場合、一定期間後には督促状と催告状を発送している。効果的な文書催告のあり方について検討し、納税推進員との連携を図りながら、現年収納率の向上を目指す必要がある。

具体的取組内容

- 前納報奨金制度の見直し
- 文書催告事務の見直し
- 多様な納付方法の導入

期待される効果

- ・収納額の増加
- ・郵送費の削減
- ・納付方法の多様化により市民サービスの向上

| 達成工程 | | | | | | |
|-------------|--------------|-----------|------|-----|------|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | 年度ごとの実施内容 | | | | |
| | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 前納報奨金制度の見直し | 収納課 | 調査・研究 | 検討 | → | 方針決定 | 実施 |
| 文書催告事務の見直し | 収納課 | 調査・研究 | 実施 | → | | |
| 多様な納付方法の導入 | 収納課 保険年金課 | 調査・研究 | 順次実施 | → | | |

| 達成指標 | | | |
|------|--------------|-----------|---------------------|
| | 何を | どのレベルまで | |
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | 前納報奨金交付額 | 15, 460千円 | 0円 15, 460千円削減 |
| 2 | 文書催告事務に係る郵送費 | 1, 754千円 | 754千円 1, 000千円削減 |

施策

①自主財源の確保・拡大

取組項目

4

優良な税財源の涵(かん)養

現状と課題

- 今後も人口増加に伴う歳出の増加が見込まれる一方で、年齢構造の変化により、市税等の歳入は歳出と同程度には増加しないことが考えられる。
- これまでの取組により、歳出削減は一定の成果を挙げてきたが、従来の手法による量的削減の余地は狭く、成果が低下していくことが考えられるため、なお一層の税財源の涵(かん)養策を検討する必要がある。

具体的取組内容

- 空家を活用した転入者等の定住促進
- 地区にふさわしいまちづくりへの誘導を目指した用途地域の変更及び地区計画の決定
- 地域を支える企業の競争力強化の支援や、高付加価値産業の創出のため、企業が進出しやすい環境の整備

期待される効果

- ・定住促進及び企業支援や誘致による自主財源の確保
- ・雇用の創出

| 達成工程 | | 担当課 | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|------------------|-------|------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 具体的取組内容 | | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 空家を活用した転入者等の定住促進 | 都市計画課 | 一部実施 | | → | | 実施 | → |
| 用途地域の変更及び地区計画の決定 | 都市計画課 | 検討 | 順次実施 | → | | | → |
| 企業支援及び企業立地環境の整備 | 産業振興課 | 順次実施 | → | | | | → |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|--------------------|---------|-------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | 空家バンクを活用した成立件数 | — | 9件 |
| 2 | 用途地域の変更及び地区計画の決定件数 | — | 2件 |

施策

②行政サービスの見直し・事務効率の改善

取組項目

5

定期的な行政サービス(補助金等)の見直し

現状と課題

- 本市では、平成19年11月の行政改革推進委員会からの提言以降、補助金全体にかかる統一的な検証がされていない。縮小傾向にある市の財源の中で、補助金も市全体の予算規模に応じた対応が必要となる。
- 補助金等の見直しが一過性のものにならないよう、事業等の終了時期を設定し、定期的に見直しをする仕組みづくりが必要である。
- 国や県の基準を超えて市が単独で上乗せ補助等を行っているものについて、統一的な基準に基づく見直しを検討する必要がある。

具体的取組内容

- 団体補助や個人給付事業を含む補助金等の見直し

期待される効果

- ・補助金等の見直しによる財源の有効活用
- ・補助金制度の公平性と透明性の確保

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|----------|--------------|---------------|-----|------|-------------------|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 補助金等の見直し | 企画政策課 財政課 | 府内部会の設置 検討 | → | 基準策定 | 基準に基づく個別の補助金等の見直し | → |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|----------------------------|---------|-------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | ※補助金等の見直しについて基準策定時に達成指標を設定 | — | — |

施策**②行政サービスの見直し・事務効率の改善****取組項目****6****特別会計の見直し****現状と課題**

- 本市では、今後も人口増加及び高齢化の一層の進展が予想され、公共下水道事業や国民健康保険などの特別会計への繰出金は増加が見込まれている。
- 特別会計においては、歳出の抑制と積極的な歳入の確保に取り組み、より一層の財政の健全化を進める必要がある。

具体的取組内容

- 繰出金の適正化
- 国民健康保険税の見直し
- 下水道取付管工事費負担額の見直し

期待される効果

- ・国民健康保険税、下水道取付管工事費負担額の見直しによる歳入の確保
- ・一般会計からの繰出金の抑制

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|------------------|-------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 繰出金の適正化 | 財政課 | 基準策定 | | | | |
| 国民健康保険税の見直し | 保険年金課 | 検討・実施 | | | | → |
| 下水道取付管工事費負担額の見直し | 下水道課 | 実施 | | | | → |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|-----------------------------|---------------|------------------------------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | 国民健康保険税、下水道取付管工事費負担額を合わせた歳入 | 1, 591, 203千円 | 1, 606, 267千円 15, 064千円増額 |
| 2 | ※繰出金の適正化について基準策定時に達成指標を設定 | — | — |

施策

②行政サービスの見直し・事務効率の改善

取組項目

7

より効果的な契約方法の導入

現状と課題

- 同種の業務を所属単位で契約しているため、スケールメリットを活かした発注が行われていない。
- 維持管理業務を分割発注しているため、その都度諸経費が必要になり、事務処理件数も増えることになる。
- 業務で使用するPCや複合機の配置について適正化、一元化がされていないところがあり、個別調達や機器の追加による余分なコスト（調達事務や消耗品費）が発生している。
- 少額の物品購入にも一層の透明性、競争性が求められている。

具体的取組内容

- 複数の所属で発注している同種の業務契約や、PC機器等の業務機器の一括発注及び年間を通じて発生する業務の包括的な契約の実施
- オープンカウンタ[※]の積極的な活用

期待される効果

- ・事務の効率化
- ・調達コストやランニングコストの削減

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|-------------------------------|-----|-----------|------|-----|-----|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 同種の業務契約及び業務機器の一括発注や業務の包括契約の実施 | 総務課 | 調査・検討 | 順次実施 | | | |
| オープンカウンタの積極活用 | 総務課 | 実施 | | | | |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|----------------------|---------|--------------------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | オープンカウンタの活用による契約見込み額 | 6,094千円 | 6,500千円 406千円増額 |
| 2 | 物品役務の入札件数 | 119件 | 116件 3件削減 |

施策**③PDCAサイクルを機能させる体制づくり****取組項目****8****行政経営サイクルの連動強化****現状と課題**

- 実施計画、予算編成、行政評価を、個別のシステムにより管理しているため、結果を互いに活用しきれていない側面がある。
- 実施計画（細事業）、予算（細目）、事務事業評価※（事業）の単位がそれぞれ異なり、効果的なP D C A サイクルとなっていない面もある。

具体的取組内容

- 行政評価の結果を踏まえた実施計画の策定や予算編成を行い、事業の実施後に行行政評価を行うといった効果的なP D C A サイクルを確立するための実施計画、予算編成、行政評価の連動したシステムの導入
- 事務事業評価シートと自治行政の実績に関する報告書の連動

期待される効果

- ・実施計画、予算編成、行政評価の連動による施策の目標の共有及び達成に向けた意識づけ
- ・事業の選択と集中による費用対効果の最大化

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|-----------------------------|--------------|-----------|-----|--------|-----|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 実施計画、予算編成、行政評価の連動 | 企画政策課 財政課 | 調査・研究 | 検討 | システム導入 | 運用 | → |
| 事務事業評価シートと自治行政の実績に関する報告書の連動 | 企画政策課 財政課 | 調査・研究 | 検討 | システム導入 | 準備 | 運用 |

| 達成指標 | | どのレベルまで | | |
|------|-------------------------|---------|--|-------|
| | 何を | 現状(値) | | 目標(値) |
| 1 | 実施計画、予算編成、行政評価の連動したシステム | — | | 導入 |

施策

③PDCAサイクルを機能させる体制づくり

取組項目

9

地方公会計の活用推進

現状と課題

- 統一的な地方公会計においては、平成29年度に平成28年度決算に係る財務書類等を作成、公表することを目指している。公表に際しては、必要な説明や分析を加えて、分かりやすい内容とするよう検討を進めていく必要がある。
- 本市では、築後20年以上経過した市有建築物が多くあり、資産更新時期が集中することが想定される。公共施設等のマネジメントに際し、基礎となる情報として固定資産台帳※を活用し、限られた財源を効果的に配分していく必要がある。

具体的な取組内容

- 固定資産台帳の整備及び全国統一的な基準による財務書類の作成
- 行政評価との連携によるセグメント分析※の実施
- 固定資産台帳と連携した日進市公共施設等総合管理計画※の策定

期待される効果

- ・分かりやすい財政状況の公表
- ・資産、負債等の現状把握及び中長期的な財政運営への活用
- ・予算の効率的かつ効果的な執行

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|-------------------------------|--------------|-----------------------|--------|------|------|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 固定資産台帳の整備及び全国統一的な基準による財務書類の作成 | 財政課 | 固定資産台帳整備 開始貸借対照表作成 | 財務書類作成 | 更新 | | → |
| 行政評価との連携によるセグメント分析の実施 | 企画政策課 財政課 | 調査・研究 | 検討 | 試行実施 | 対象拡大 | → |
| 公共施設等総合管理計画の策定 | 財政課 | 策定 | | | | |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|-------------|---------|-------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | セグメント分析対象施設 | — | 3施設 |
| 2 | 公共施設等総合管理計画 | — | 策定 |

施策**④適正な受益者負担への見直し****取組項目****10****適正な受益者負担への見直し****現状と課題**

- 公共施設の使用料や手数料等については、平成16年4月に策定した「公共料金の基本的な考え方」に基づき定期的な見直しを実施している。
- 受益者に負担を求める範囲については、各施設の管理運営に係る人件費や光熱水費等の経常的な維持管理経費としているが、今後、施設の老朽化が進むなか、施設の大規模修繕や更新に係る費用の一部についても受益者に負担を求めており、自治体もある。
- 公共施設の使用料や手数料以外の受益者負担金（例：くるりんばすの運賃、下水道整備に関わる分担金など）についても見直しが必要である。

具体的取組内容

- 「公共料金の基本的な考え方」の見直しに伴う使用料や手数料等の受益者負担の適正化
- くるりんばすの運賃について、運行経費の増大に見合った金額の検討
- 下水道料金の段階的な見直し
- 下水道整備に係る市街化調整区域受益者分担金の導入検討

期待される効果

- ・受益者負担の見直しによる自主財源の確保
- ・受益と負担の公平性の担保

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|----------------------------|-------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 「公共料金の基本的な考え方」に基づく料金の見直し | 財政課 | 検討 | 実施 | | | |
| くるりんばすの運賃見直し | 生活安全課 | 検討 | 実施 | | | |
| 下水道使用料の見直し | 下水道課 | | 検討 | 実施 | | |
| 下水道整備に係る市街化調整区域受益者分担金の導入検討 | 下水道課 | 方針決定 | | | | |

| 達成指標 | | どのレベルまで | | |
|------|---------------|------------|----------------------------|--|
| | 何を | 現状(値) | 目標(値) | |
| 1 | 下水道使用料収入 | 691, 549千円 | 821, 549千円 130, 000千円増額 | |
| 2 | くるりんばすの受益者負担率 | 15. 4% | 25% 9. 6ポイント増加 | |

施策

⑤公共施設の最適化と長寿命化

取組項目

11

一元的・中長期的な公共施設修繕

現状と課題

- 建築時からの経過年数が20年以上の建築物が83棟あり、毎年度多額の大規模改修費用や維持修繕費が必要となっており、今後も増加することが見込まれている。
- 人口増加や国の制度拡充に伴う民生費の増加により、施設の維持修繕に充てることができる財源は限られている。
- 施設の管理は、各所属が個別に行っており、一元的な管理に基づく修繕の優先順位づけや効率的な修繕の実施に結びついていない。

具体的な取組内容

- 公共施設修繕予算枠の設定
- 公共施設等総合管理計画や市有建築物保全計画※に基づく公共施設の維持修繕に係る判定基準の策定
- 施設情報のデータベース化による一元化

期待される効果

- ・公共施設の長寿命化
- ・効率的な予算配分による建設・保全コストの削減
- ・財政負担の平準化

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|---------------------|--------------|-----------|-----|-----------------|-----|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 公共施設修繕予算枠の設定 | 企画政策課 財政課 | 検討 | 実施 | | | |
| 公共施設の維持修繕に係る判定基準の策定 | 財政課 教育総務課 | 検討 | 策定 | 基準に基づく各施設の修繕の実施 | | |
| 施設情報のデータベース化による一元化 | 財政課 教育総務課 | 検討 | 実施 | | | |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|------------------|---------|-------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | 公共施設修繕予算枠 | — | 設定 |
| 2 | 公共施設の維持修繕に係る判定基準 | — | 策定 |

施策**⑤公共施設の最適化と長寿命化****取組項目****12****公共施設の多機能化・複合化の推進****現状と課題**

- 将来の年齢構成の変化や地域的な偏りにより、公共施設に対するニーズが変化していくことが考えられる。
- 学校教育施設、福祉施設、社会教育施設等の多くが、単独の機能や目的を持った施設となっており、ニーズの変化に合わせた余剰スペースの転用等による活用を図る必要がある。

具体的取組内容

- 公共施設の新增築や更新時に、基本構想や基本計画の策定段階から多機能化・複合化を検討する基準の策定
- 施設における余剰スペースの有効活用

期待される効果

- ・既存用地や建物の有効活用
- ・多機能化・複合化をすることによる施設間の相乗効果
- ・管理運営のための人員及びスペースの効率化、ランニングコストの削減

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|--------------------|--------------|-----------|---------|------|-----|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 公共施設の多機能化・複合化の基準策定 | 財政課 | 基本方針策定 | 検討 | | 策定 | |
| 施設における余剰スペースの有効活用 | 財政課 教育総務課 | 調査・検討 | 運用方針の決定 | 順次実施 | | → |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|------------------|---------|---------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | 公共施設の多機能化・複合化の基準 | — | 策定 |
| 2 | 余剰スペースの情報 | — | データベース化 |

施策**⑥職員の能力向上・人材育成****取組項目****13****職員の能力向上・人材育成****現状と課題**

○本市では、これまでも階層別・業務別等の研修を実施してきたが、近年、行政ニーズはより一層、多種多様化しており、今まで以上に高い感度で捉え、的確に分析する能力が必要とされている。また、分析結果等から、必要な事業を企画・立案し、実行することができる人材が求められているため、そのような能力を備えた職員の育成を図る必要がある。

○役職が上がるにつれ、部下の指導育成、他部署との調整、法令遵守等の指導、リーダーシップ等の能力が必要とされ、評価対象項目は多岐に渡ることとなるが、人事考課制度は、考課者の主観による評価となる側面があるため、考課結果の偏りがないよう充実した研修を行う必要がある。

具体的な取組内容

- 人材育成基本方針の見直し
- 人事考課研修、被考課者研修の充実

期待される効果

- ・ 職員の意欲や能力向上

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|------------------|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 人材育成基本方針の見直し | 人事課 | 検討 | 実施 | | | |
| 人事考課研修、被考課者研修の充実 | 人事課 | 検討 | 実施 | | | → |

| 達成指標 | | どのレベルまで | | |
|------|----------|---------|--------|--|
| | 何を | 現状(値) | 目標(値) | |
| 1 | 人材育成基本方針 | — | 見直し | |
| 2 | 諸研修の受講 | — | 全職員の実施 | |

施策

⑦業務内容や適正、働き方に応じた職員の配置

取組項目

14

業務内容や適正、働き方に応じた職員の配置

現状と課題

- 平成23年3月に第4次日進市定員適正化計画を策定し、必要な職員の確保を図り効果的な人員配置に努めてきた。
- 平成28年度からの5年間で定年退職者の増加が見込まれているため、再任用職員※や任期付職員も含めた任用形態の活用が課題となっている。
- 育児・介護中の職員については現在でも短時間勤務制度や部分休業制度があるが、いずれも勤務時間帯をあらかじめ固定するため、曜日間での偏りについては休暇や時間外勤務にて対応している。また、週末開催のイベント等の業務についても、時間外勤務として対応する場合がある。
- 時差出勤や育児・介護に配慮した勤務体系を多様化し、職員のワークライフバランス※を推進する必要がある。

具体的な取組内容

- 新たな任用制度の導入
- 週単位、月単位での勤務時間の弾力的な運用の検討

期待される効果

- ・時間外勤務の削減による経費削減
- ・ワークライフバランスの推進による職場環境の向上
- ・柔軟な雇用による行政運営の効率化

| 具体的取組内容 | 担当課 | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|---------------|-----|-----------|-----|-----|------|-----|
| | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 新たな任用制度の導入 | 人事課 | 検討 | → | 実施 | → | |
| 勤務時間の弹力的運用の検討 | 人事課 | 調査・研究 | → | 検討 | 試行実施 | → |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|------------------|---------|-------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | 新たな任用制度 | — | 導入 |
| 2 | 勤務時間の 弹力的運用制度 | — | 導入 |

施策

⑧内部統制※体制の充実

取組項目

15

内部統制体制の充実

現状と課題

- 本市における内部統制機能は、これまで各部署に個別に存在したもの、体系的、組織的な運用が十分にされてこなかった面もある。
- 今後も、公正、適切な職務の執行確保のため内部統制体制の充実に向けた取組を、総合的、横断的に推進する必要がある。
- また、公文書の管理など事務管理を適正かつ効率的に行い、今後も個人情報の管理を厳重に行っていく必要がある。

具体的取組内容

- 内部統制に関する基本方針の策定
- 内部統制体制の充実
- ファイリングシステム※の導入

期待される効果

- ・適正な事務処理の執行及び業務の効率化
- ・高度なコンプライアンス※による信頼性の確保

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|-----------------|-------|------------|-----|-----|------|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 内部統制に関する基本方針の策定 | 企画政策課 | 調査・研究 | 策定 | | | |
| 内部統制体制の充実 | 企画政策課 | | | 検討 | 試行実施 | → |
| ファイリングシステムの導入 | 総務課 | 検討 内部研修 | | | | 導入 |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|--------------|---------|-------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | 内部統制に関する基本方針 | — | 策定 |
| 2 | ファイリングシステム | — | 導入 |

施策**⑨地域の協働を進める体制づくり****取組項目****16****地域の協働を進める体制づくり****現状と課題**

- 本市では、市民参加と協働を柱とする「市民主体の自治」の実現を目指し、平成19年10月に「日進市自治基本条例」を施行し、この規定に基づき平成24年3月に「日進市市民参加及び市民自治活動条例」を制定し、同年10月から施行している。
- 財政状況の悪化や市民の行政需要の多様化等により、公共サービスの全てを行政だけで提供できなくなり、その代わりに、市民参加や協働によって公共サービスを行う領域が増えてきている。
- 行政が市民参加や市民自治活動の支援を進める一方で、地縁型組織とテーマ型組織、大学、民間事業者など特性の違うそれぞれの組織が、今後の地域社会にとって有益な活動を十分に展開できるよう、各々の特性を活かしつつ連携・協働することのできるような仕組みを整えていく必要がある。

具体的な取組内容

- 既存の枠組みの中で、組織同士のつながりを強め、距離感を縮める仕掛けとして新たな団体交流の場の創出
- 防犯や防災など、地縁型とテーマ型等の各組織団体が交流・連携・協働することのできるような仕組みの整備

期待される効果

- ・地域での連携・協働による住みやすく魅力的なまちの実現
- ・市民主体の自治の推進による地域の活性化

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|-----------------------------------|----------------|-----------|-----|-----|------|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 新たな団体交流の場の創出 | 市民協働課 | 実施 | | | | |
| 各団体（テーマ型、地縁型、大学等）の連携・協働を高める仕組みづくり | 企画政策課 市民協働課 | 調査・研究 | 検討 | → | 試行実施 | → |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|----------------------------|---------|-----------------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | イベント（活動発表の場）での出展団体数 | 89団体 | 120団体 31団体増加 |
| 2 | 公募提案で2以上の団体が連携・協働して取り組んだ事業 | — | 5件 |

施策

⑩官民連携・外部化の一層の推進

取組項目

17

官民連携(PPP※)の推進

現状と課題

- 本市では平成18年度から順次、指定管理者制度の導入を進め、平成27年4月現在で、福祉施設、文化施設、スポーツ施設等22施設で指定管理者制度を導入している。
- 指定管理者制度等により、管理運営経費等について民間のノウハウを活用した削減が図られているが、業務内容については行政側の作成した業務仕様書等であらかじめ定められているため、工夫の範囲が限られる。
- 公共施設の整備や管理運営、財源調達手法について、個別に議論するため、限られた選択肢の中での議論に限られ、全体として最適な手法の選択とはなっていない可能性がある。

具体的な取組内容

- 公共施設の整備や管理運営、その財源調達について官民連携による効果的な手法の検討及び導入

期待される効果

- ・公共施設の整備や管理運営の費用の削減及び行政サービスの向上

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|-----------------------|-------|-----------|-----|------|-----|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 官民連携による整備・管理運営の検討及び導入 | 企画政策課 | 調査・研究 | 検討 | 順次導入 | | → |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|----------------------|---------|-------------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | 官民連携による整備・管理運営の導入施設数 | 22件 | 24件 2件増加 |

施策**⑩官民連携・外部化の一層の推進****取組項目****18****窓口業務の委託化****現状と課題**

○市民課の窓口業務の一部を民間事業者に委託しており、効率的かつ迅速な市民窓口サービスの提供を行っている。

○市民生活部、健康福祉部、こども福祉部の各課においては、窓口業務（申請受付等）に時間を割かれているため、慢性化する時間外勤務を解消する必要がある。

具体的取組内容

●市民生活部、健康福祉部、こども福祉部の各課における窓口業務委託に関する基本方針の決定や、委託可能な業務内容の洗い出し及び委託の検討

期待される効果

- ・窓口業務の効率化による市民の利便性の向上
- ・時間外勤務の削減による経費削減

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|----------|--|-----------|-----|------|------------|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 窓口業務の委託化 | 市民課 地域福祉課 介護福祉課 保険年金課 子育て支援課 こども課 | 調査・研究 | 検討 | 方針決定 | 方針に基づく詳細検討 | 実施 |

| 達成指標 | | どのレベルまで | | |
|------|----------------|---------|--|-------|
| | 何を | 現状(値) | | 目標(値) |
| 1 | 窓口業務委託に関する基本方針 | — | | 決定 |

施策

⑪民間の有能な人材の活用

取組項目

19

民間の有能な人材の活用

現状と課題

- 特定のプロジェクト（シティセールス※、都市基盤整備、地方公会計など）においては、職員に必要な知識や経験が高度化、専門化しているが、定期的な人事異動がある中で、必要となる知識を身につけるには限界がある。
- これらの高度・専門的な知識・経験を備えた人材の確保には、内部での育成よりも、民間からの登用が効率的である。

具体的取組内容

- 市の特定事業に必要な知識・経験を備えた人材を民間等から広く登用するための任用制度の整備

期待される効果

- ・外部人材とともに事業を行うことによる職員の能力やノウハウの向上
- ・効率的かつ効果的な事業の実施

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|---------------------|-----|-----------|-----|-----|----------|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 特定事業へ対応するための任用制度の整備 | 人事課 | 調査・研究 | 検討 | 整備 | 必要に応じて採用 | → |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|-------------|---------|-------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | 特定事業に係る任用制度 | — | 整備 |

施策

⑫統計データのオープン化

取組項目

20

統計データのオープン化

現状と課題

- 市は市民や事業者等に関する膨大なデータを保有しているものの、活用可能なデータのリストが未整理であったり、保存されているデータの形式が統一されていなかったりなど、市内部でのデータ相互活用が十分にされていない面がある。
- 職員には、複数のデータを二次加工することで施策の効果測定を行ったり、将来の推計を行ったりするために必要な専門知識が不足している。

具体的取組内容

- オープンデータ※を前提とした市が保有している活用可能なデータのリスト化及び公開
- データ形式の統一化や公開したデータの二次利用に関する基準作成
- 民間事業者等との対話の機会を通じた新たな公共サービスを提供するアプリ等の開発や新ビジネスの創出、企業活動の効率化等に結びつくデータの把握及びオープンデータの充実

期待される効果

- ・IT関連事業の掘り起こしやアプリの活用による市民の利便性の向上
- ・データが活用しやすくなることによる職員の企画力や分析力の向上及び施策へのより効果的な反映
- ・データ分析や将来推計に係る委託料等のコスト削減

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|---------------------------|-------|----------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 市が保有している活用可能なデータのリスト化及び公開 | 企画政策課 | 実施 | | | | |
| データ形式の統一化を図るための基準策定 | 企画政策課 | 検討 あいち電子自治体推進協議会の事業への参画 | 策定 | | | |
| オープンデータの充実 | 企画政策課 | 調査・研究 | 検討 | 実施 | | |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|----------------------|---------|----------------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | 公開する統計データの項目 | 79項目 | 94項目 15項目増加 |
| 2 | 公開されたオープンデータのダウンロード数 | — | 100件 |

施策

⑬財政支援団体の活性化

取組項目

21

財政支援団体の活性化

現状と課題

- 財政支援団体（社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会）は、それぞれの事業を通じて、多様な市民ニーズに対応できる団体として、行政の政策執行の補完、代替機能を有している。
- 市からの委託や補助金によって行う事業が増加するなか、限りある組織体制や経営資源のなかでも、期待する成果を挙げることが求められる。

具体的取組内容

- 団体の自治を原則とした、各団体が行う事業の整理や各団体に対する財政支援、人的支援など市の関与のあり方の検討

（ 社会福祉協議会
シルバー人材センター
商工会 ）

期待される効果

- ・効率的かつ効果的な団体運営による業務の最適化

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|-------------------------------------|-------|-----------|------|-----|-----|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| (社会福祉協議会) 事業の整理や財政支援、人的支援の見直し | 地域福祉課 | 検討 | 計画策定 | 実施 | | → |
| (シルバー人材センター) 事業の整理や財政支援、人的支援の見直し | 地域福祉課 | 検討・実施 | | | | → |
| (商工会) 活性化のための支援や財政支援等の見直し | 産業振興課 | 検討 | 実施 | | | → |

| 達成指標 | | どのレベルまで | | |
|------|--------|---------|-------|--|
| | 何を | 現状(値) | 目標(値) | |
| 1 | 見直し団体数 | — | 3団体 | |

施策**⑯業務の共同実施やシステム等の共通化****取組項目****22****業務の共同実施やシステム等の共通化****現状と課題**

- 本市では平成26年1月に尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定※を締結しており、連携市町が、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携協力することにより、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応及び地域交流の活性化を図っている。
- ITシステムやデータセンターの利用等については、単独では大きな負担が課せられるが、広域連携により共同実施することで、業務の標準化やコストの削減が期待されるため、十分に検討する必要がある。
- 今後、国・県から市町村への権限移譲が拡大する中で、近隣市町との広域連携による共同処理など最も適切な仕組みを自治体自らが選択していくことが求められる。

具体的な取組内容

- 尾三地区自治体間連携推進会議等での検討を踏まえた広域連携による共同事業実施
- ITシステムの共同検討

期待される効果

- ・効率的かつ効果的な事業の実施
- ・各事業に係るコスト削減及び人的負担の削減

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|----------------|-------|------------|-----|-----|-----|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| | | 検討 順次実施 | | | | |
| 広域連携による共同事業の実施 | 企画政策課 | 実施 | | | | |
| | | | | | | |
| ITシステムの共同検討 | 企画政策課 | 実施 | | | | |
| | | | | | | |

| 達成指標 | | どのレベルまで | | |
|------|---------|---------|-------|-------|
| | 何を | 現状(値) | 目標(値) | |
| 1 | 共同実施事業数 | 34事業 | 39事業 | 5事業増加 |

施策**⑯人材交流の機会拡大****取組項目****23****人材交流の機会拡大****現状と課題**

- 友好自治体提携を結んでいる自治体との交流として、現在、事業や行事の相互参加を行っている状況である。
- 新たな課題に対応し反映するため、先進事例を学び、実務ノウハウを効率的に取り入れることが必要である。

具体的取組内容

- 友好自治体、尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定を結ぶ自治体等との人材交流

期待される効果

- ・友好自治体等との連携強化による行政サービスの充実
- ・実務ノウハウの効率的な会得及び施策への効果的な反映

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|--------------|--------------|-----------|------|-----|-----|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 友好自治体等との人材交流 | 人事課 市民協働課 | 検討 | 順次実施 | | | → |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|--------|---------|------------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | 人材交流件数 | 1件 | 5件 4件増加 |

施策**⑯国・県の制度等の積極的な活用****取組項目****24****国・県の制度等の積極的な活用****現状と課題**

- 本市では、構造改革特区※計画が2件、地域再生※計画が1件、それぞれ認定されている。
- 本市の施策を進めるにあたり、国・県の補助金や交付金を活用している。
- 地方分権社会において、国・県の制度等の積極的な活用や、権限移譲の推進をより一層進めていく必要がある。

具体的取組内容

- 本市独自の構造改革特区及び地域再生計画の認定申請
- 市の施策に合致する補助金や交付金の情報収集及び国・県との調整による積極的な活用
- 地方分権の進展に伴う権限移譲の推進

期待される効果

- ・多様な行政課題の解決
- ・地域の自主性、自立性の向上

| 達成工程 | | 年度ごとの実施内容 | | | | |
|--------------------------------|-------|-----------|------|-----|-----|-----|
| 具体的取組内容 | 担当課 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 構造改革特区及び地域再生計画の活用 | 企画政策課 | 調査・検討 | → | 実施 | → | |
| 補助金や交付金の情報収集及び国・県との調整による積極的な活用 | 企画政策課 | 実施 | | | | → |
| 権限移譲の推進 | 企画政策課 | 検討 | 順次実施 | → | | |

| | 何を | どのレベルまで | |
|---|--------------------|---------|-------------|
| | | 現状(値) | 目標(値) |
| 1 | 構造改革特区及び地域再生計画の申請数 | 3件 | 6件 3件増加 |
| 2 | 活用した国・県の補助金や交付金 | 54件 | 59件 5件増加 |
| 3 | 権限移譲事務数 | 79件 | 84件 5件増加 |

用語解説

| 初出 ページ数 | 語句 | 説明 |
|------------|----------|---|
| あ行 | | |
| P 6 | I C T | 情報通信技術 (Information and Communications Technology)。コンピュータやデータ通信に関する技術・産業サービス等の総称。 |
| P 3 0 | アウトカム | アウトプットによってもたらされる効果・成果のこと。 |
| P 3 0 | アウトプット | 施策や事業を実施することによって直接発生した成果物・活動量。 |
| P 6 | 一部事務組合 | 複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。 |
| P 9 | インフラ | インフラストラクチャー (Infrastructure) の略。道路、上下水道等、産業の基盤となる施設。 |
| P 4 3 | オープンカウンタ | あらかじめ見積りの相手方を特定せず、調達内容をホームページ等に公示し、一定の資格を有する見積参加希望者から広く見積書を募る方式。 |
| P 6 9 | オープンデータ | 行政が保有している公共データを二次利用可能なルールで公開し、市民や企業等が自由に編集、加工など利活用し、その効果として、市民生活の利便性向上や新たなビジネスの創出等が期待される取組。 |
| か行 | | |
| P 9 | 基金 | 特定の目的のために積み立てた資金や維持する財産、または定額の資金を運用するために設ける資金や財産。 |
| P 3 3 | 起債 | 国・地方公共団体などが財政資金や事業資金を調達するために債券を発行すること。 |
| P 5 | 基礎的財政収支 | 市債を除いた税収などの歳入と、公債費を除いた歳出との収支。その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標。プライマリー・バランスともいう。 |

| 初出 ページ数 | 語句 | 説明 |
|------------|------------|---|
| P 1 9 | 基本計画 | 基本構想を実現するために各分野において実施すべき施策を体系的に示した計画。 |
| P 1 9 | 基本構想 | 「将来都市像」と、それを実現するための「基本目標」等を長期的かつ総合的な視野に立って明らかにした計画。 |
| P 3 | 行政経営サイクル | 計画 (Plan) に基づいて、事業を実施 (Do) し、施策の目指す姿が計画どおりに達成できているかを成果指標 (アウトカム指標) を活用して評価 (Check) し、その評価結果に基づく資源配分や業務の見直しを実施 (Action) していく一連の流れ。 |
| P 6 | 権限移譲 | 国・県が担っている権限を市町村に移し、移譲先の市町村で事務処理を行うことができるようすること。 |
| P 1 1 | 公共施設整備基金 | 公共施設の整備の資金に充てるために積み立てておく基金。 |
| P 7 7 | 構造改革特区（制度） | ある特定の地域だけ全国一律の規制とは違う制度を認めることで、その地域の経済、社会を活性化させることを目的とした国の制度。 |
| P 8 | 高齢化率 | 総人口に占める 65 歳以上人口の割合。 |
| P 4 7 | 固定資産台帳 | 固定資産の取得から除売却処分に至るまでの経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。 |
| P 5 9 | コンプライアンス | 一般的には「法令遵守」と訳される。しかし、単に法令違反をしないというだけではなく、組織内の各種ルールを遵守すること、社会常識や高い倫理観に則って正しい行動をすることも含む。 |
| さ行 | | |
| P 1 1 | 財政調整基金 | 年度によって生じる財源の不均衡を調整するための基金。 |

| 初出 ページ数 | 語句 | 説明 |
|------------|-----------|---|
| P 5 7 | 再任用職員 | 定年退職した職員のうち、任期を定めて再任用された職員。 |
| P 1 8 | 自治基本条例 | 国や県との適切な役割分担のもと、市民参加と協働を柱とする「市民主体の自治」の実現をめざし、平成19年10月に施行された条例。同条例では、市民参加と市民自治活動の支援のために必要なルールを定めることが規定されている。 |
| P 3 | 実施計画 | 基本計画に定めた各分野の施策を実現するために、向こう3年間に実施する事業内容を記載したもので、毎年度策定する計画。 |
| P 2 | 指定管理者制度 | 公の施設の管理を指定管理者に行わせ、民間事業者などの有するノウハウを施設管理に生かす制度。 |
| P 6 7 | シティセールス | まちの魅力である地域資源を地域内外へアピールし、まちを売り込むこと。 |
| P 4 5 | 事務事業評価 | 事業の必要性や目的を明確化し、事業の活動に対して得られる成果などを、指標による客観的数値を用いながら分析・評価を行い、業務改善や事務事業の再編・整理に反映させようとするもの。 |
| P 6 | 事務の代替執行 | 普通地方公共団体が、その事務の一部を、当該他の地方公共団体の名において、管理及び執行すること。 |
| P 5 1 | 市有建築物保全計画 | 計画的に建築物の保全を行うことにより大規模改修工事等とならないよう財政負担を平準化し、建築物の耐久性を確保して、長寿命化を図ることを目的とした計画。 |
| P 4 7 | セグメント分析 | 新地方公会計制度における財務書類を活用し、施設別・事業別の分析を行うこと。 |
| P 3 5 | 前納報奨金制度 | 年税額を第1期の納期限までに一括納付した場合に、報奨金を交付する制度。 |

| 初出 ページ数 | 語句 | 説明 |
|------------|----------------|---|
| た行 | | |
| P 2 | 第5次日進市総合計画 | 本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画として、本市特有の個性を生かし、魅力をさらに向上させ、本市の諸課題を解決するために策定された計画。計画期間は平成23年度から平成32年度まで。 |
| P 77 | 地域再生（制度） | 地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、地域経済の活性化や雇用創出などを図るため、地方公共団体が行う自主的な取組を、地域再生計画を通じ国が支援する制度。 |
| P 6 | 地縁型コミュニティ | 区、自治会、町内会あるいはそれをベースにした様々な組織で、行政上の区域や範囲内で住民の相互扶助や自治的な活動を行う組織。 |
| P 37 | 地区計画 | 地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールと、生活道路や小公園等の小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。 |
| P 21 | 地方公会計制度 | 「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、自治体の財政状況等をわかりやすく開示し、資産・債務の適正管理や有効活用に資する制度。 |
| P 6 | テーマ型コミュニティ | NPOやボランティアなどそれぞれの分野（テーマ）で結びついて活動する団体。 |
| P 9 | 投資的経費 | 道路、学校、公共施設の建設や用地購入など、社会資本の形成に資する経費。 |
| な行 | | |
| P 59 | 内部統制 | 組織の業務の適正を確保するための内部ルールや業務プロセスを整備して運用すること又はその結果確立されたシステム。 |
| P 47 | 日進市公共施設等総合管理計画 | 本市が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、本市の現況及び将来の見通しを分析し、これらを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定める計画。 |

| 初出 ページ数 | 語句 | 説明 |
|------------|----------------------|--|
| P 1 5 | 日進市定員適正化計画 | 人口増加、地方分権による権限移譲等に伴う事務量の増大に備えるとともに、本市財政の歳入予測及び歳出の適正配分を考慮した中で必要な人員を確保するため策定された計画。 |
| P 1 5 | 任期付職員 | 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事させる必要がある場合など、法令に規定される要件が認められる状況において、任期を限定して採用される職員。 |
| は行 | | |
| P 7 3 | 尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定 | 連携市町が、それぞれの資源や機能等を活用しながら、幅広い分野で相互に連携協力することで、地域社会の持続的な発展、地域課題への対応及び地域交流の活性化に寄与することを目的として締結した協定。平成28年1月現在では、日進市、みよし市、東郷町、豊明市及び長久手市の5市町が加入している。 |
| P 1 5 | 非常勤職員 | 雇用期間を1年以内として採用される職員で、1日につき7時間かつ1週間につき35時間を超えない範囲内において勤務する職員。 |
| P 6 3 | PPP | 公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP(パブリック・プライベート・パートナーシップの略称)と言う。PPPの中には、PFI(民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法)、指定管理者制度等も含まれる。 |
| P 5 9 | ファイリングシステム | 必要な文書を必要に応じて利用できるよう系統的に整理、分類、保管し、不要文書として廃棄するまでの一連の仕組み。 |
| P 2 1 | ファシリティマネジメント | 業務用不動産(土地、建物、構築物、設備等)すべてを経営にとって最適な状態(コスト最少、効果最大)で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営管理活動。 |

| 初出 ページ数 | 語句 | 説明 |
|------------|------------|--|
| や行 | | |
| P 3 7 | 用途地域 | 良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度。 |
| ら行 | | |
| P 2 1 | リスクマネジメント | リスクを特定・分析し、発生頻度と影響度を評価した後、リスクのレベルに応じて対策を講じる一連のプロセス。 |
| P 1 5 | 臨時職員 | 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条の規定により、臨時に任用する職員。 |
| わ行 | | |
| P 5 7 | ワークライフバランス | 「仕事と生活の調和」と訳され、職員一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。 |

第2次日進市経営改革プラン

平成28年3月 策定

発行：日進市

編集：企画部企画政策課

住所：〒470-0192

愛知県日進市蟹甲町池下268番地

H P : <http://www.city.nisshin.lg.jp/>